

直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略

人をつなぐまち 地域をつなぐまち 未来へとつなぐまち



第1章 基本的事項

1. はじめに …P3
2. 計画期間 …P3
3. 国・県の総合戦略との関係 …P3
4. 第6次総合計画との関係 …P5
5. 直方市の人口動向と将来推計人口 …P6
 - (1) 人口動向
 - (2) 直方市人口ビジョンから見た将来推計人口に係る分析
 - (3) 目指すべき人口の将来展望（課題と政策の方向性）
 - (4) 人口の将来目標について

第2章 「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」

1. 目指すまちのビジョン …P16
2. 総合戦略の構成 …P16
3. 4つの基本目標と横断的な指標 …P17
 - (基本目標)
 - <目標1> やりがいのあるしごとを生み出し、稼ぐまちをつくる
 - <目標2> 未来を担う人材を育て、地域で活かすとともに、直方市への人の流れをつくる
 - <目標3> 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - <目標4> 賑わいのある、安心して暮らすことができる豊かなまちをつくる
 - (横断的な指標)
 - <指標> 関係人口に関するKPI（重要業績評価指標）
4. 「施策の方向性」と「具体的な取り組み」 …P22
 - (1) 施策の方向性
 - (2) 具体的な取り組み
5. 「具体的な取り組み」とSDGsの関係について …P41

第3章 デジタル田園都市国家構想総合戦略の実現に向けて

1. 庁内の推進体制と検証体制 …P45
2. PDCAサイクルの構築 …P45
3. 客観的データの活用 …P45
4. 戦略推進のための財源の確保 …P45
5. 実現に向けた方向性（行政内部のDX推進の意義） …P46

附録・資料

第1章 基本的事項

1. はじめに

わが国では、人口減少と東京圏への過度の人口集中の是正を目的に、2015年（平成27年）を初年度とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、2019年（令和元年）の改定を経た後、現在も、地方創生の取り組みが進められています。

またこの間、各都道府県においても、国の総合戦略による取り組みを勘案した「地方創生総合戦略」が策定され、国の政策に連動するかたちで、地方創生の取り組みが進められてきたところです。

本市においても、このような国や県の総合戦略の策定・地方創生に関する取り組みを受け、2016年（平成28年）2月に、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく「直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2020年（令和2年）3月には、この総合戦略を改定した「第2期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、計8年間にわたり、市の抱える諸課題への対処を行ってきました。

しかしながら、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一時的な一極集中の傾向に変化は見られたものの、地方創生の目指す地方（地域）のあり方、産業構造の変革は、依然として道半ばという状況が続いています。また、国は、「デジタル田園都市国家構想」という新しい構想の下、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取り組みを加速化・深化させることで「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するという方針を掲げ、従来の総合戦略を見直して、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しています。（2022年（令和4年）12月）

そこでこのたび、本市においても、これまで進めてきた地域の課題解決や魅力向上といった地方創生の取り組みをデジタルの力を活用して継承・発展させていくため、「第2期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を国や県の方針を踏まえて見直し、「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定します。

2. 計画期間

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

3. 国・県の総合戦略との関係

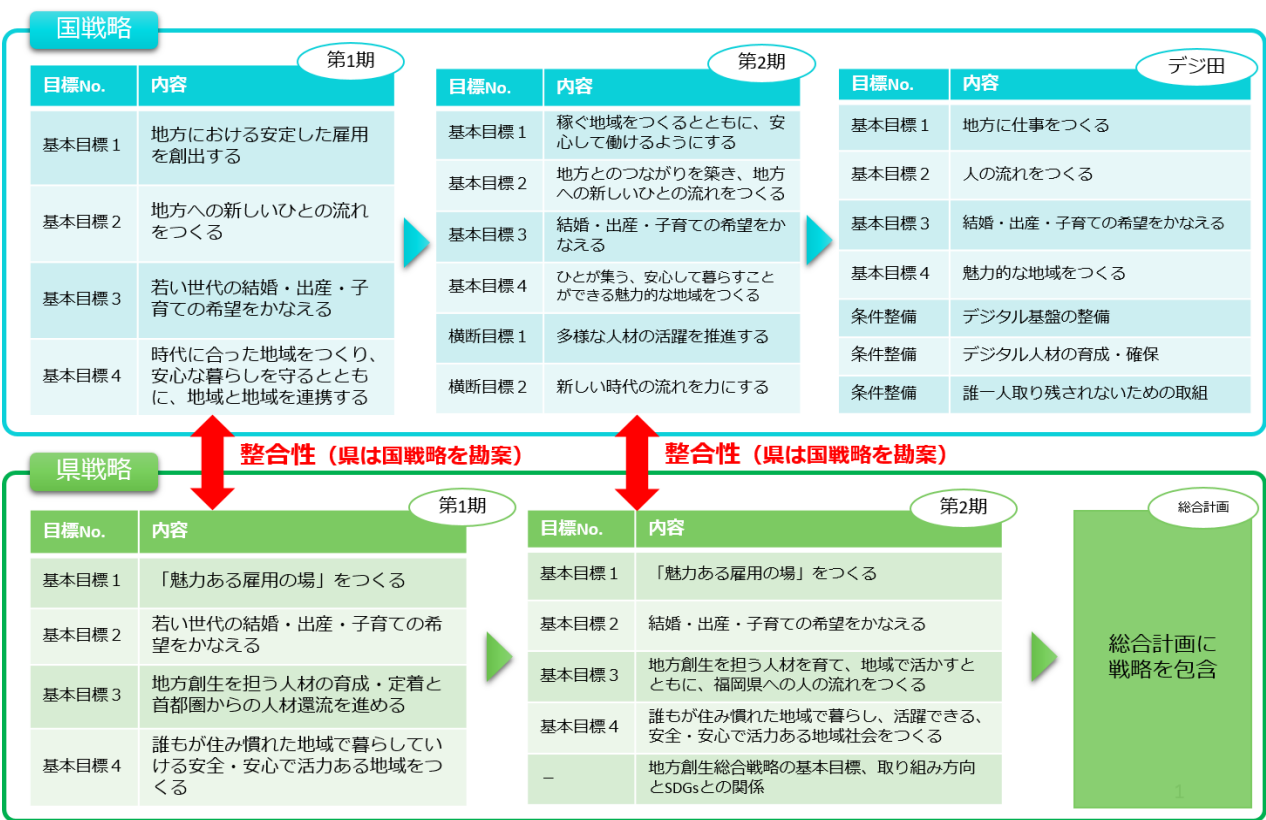
国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、「地方創生」と「東京圏への過度な一極集中の是正」という目的はそのままに、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」、「地方の社会課題解決を成長の原動力とし、地方からボトムアップの成長をする」といった新たな視点が盛り込まれ、戦略体系の見直しが行われています。

また、県においても、令和4年3月に新たに策定された「福岡県総合計画」において総合戦略が内包され、デジタル技術の活用という新しい視点が取り入れられています。

財政力に限りがある本市が、今後、地域の活力を取り戻し、人口減少に歯止めを掛けていくためには、国や県との連携を基本とした取り組みを進めていくことが重要となります。

そこで、「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、引き続き、国や県の総合戦略・施策との関連性を重視した戦略体系の見直しを行い、あらためて「基本目標」等の策定を行います。

(図1：国・県における総合戦略の見直し状況)



【参考：国のデジタル田園都市国家構想総合戦略における基本的考え方】（※「デジタル田園都市国家構想基本方針」より）

なお、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、これまでの地方創生の取り組みをデジタルの力を活用して加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するというビジョンに基づく新たな視点として、次の4点を重視しつつ、政策を推進することとされています。

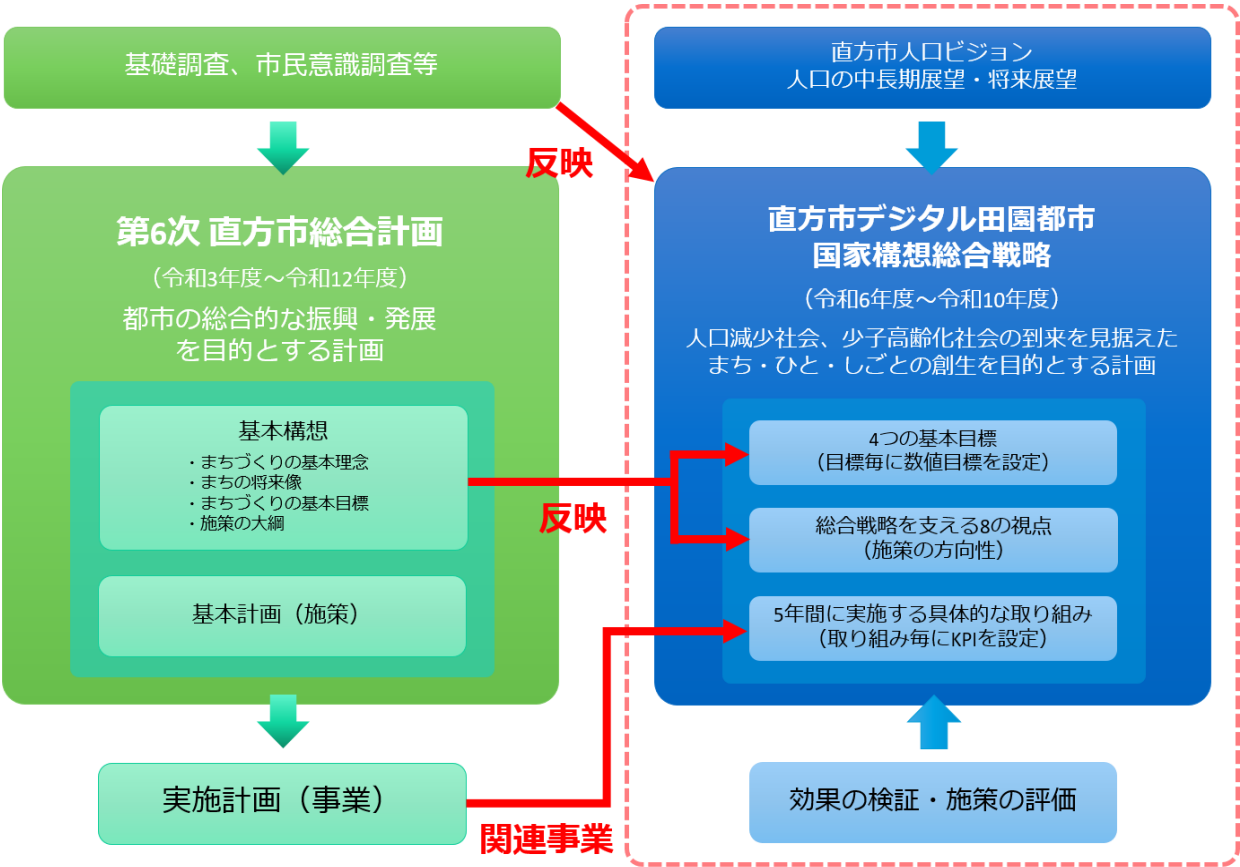
- (1) デジタル実装による地方の社会課題解決
- (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
- (3) デジタル人材の育成・確保
- (4) 誰一人取り残されないための取組

4. 第6次総合計画との関係

第1期及び第2期の「直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、本市の総合的な発展を目的として、行政全般にわたる目標を定めて実施していく「第5次直方市総合計画」及び「第6次直方市総合計画」との整合性を図りながら、8年間にわたり、事業を実施してきました。

このたび策定を行う「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」においても、引き続き、「第6次直方市総合計画」との整合性を担保しつつ、具体的かつ戦略的に事業を実施していきます。

(図2：総合計画と総合戦略の関係)

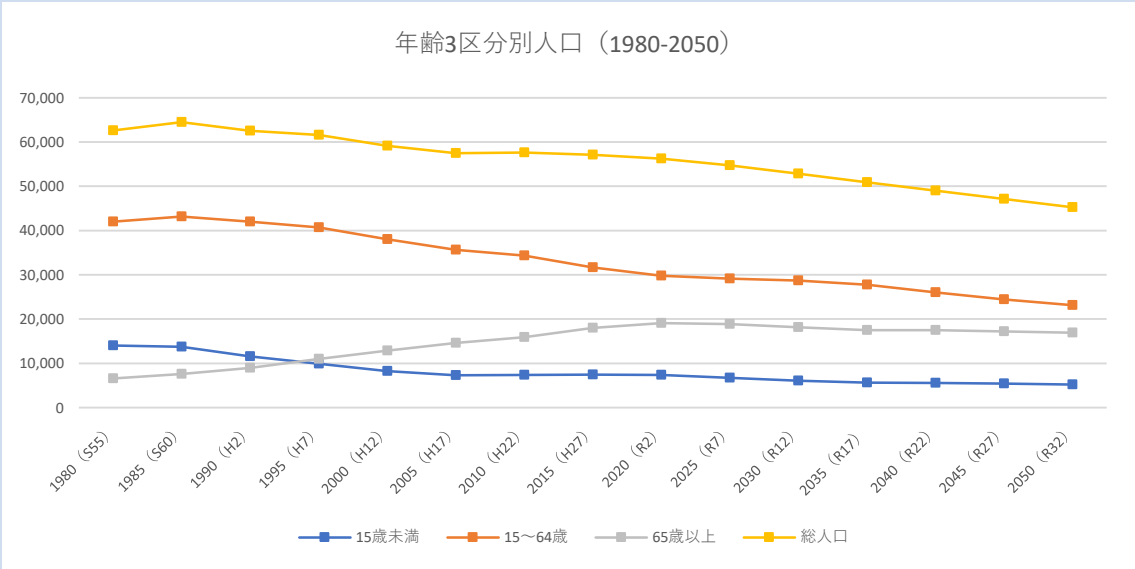
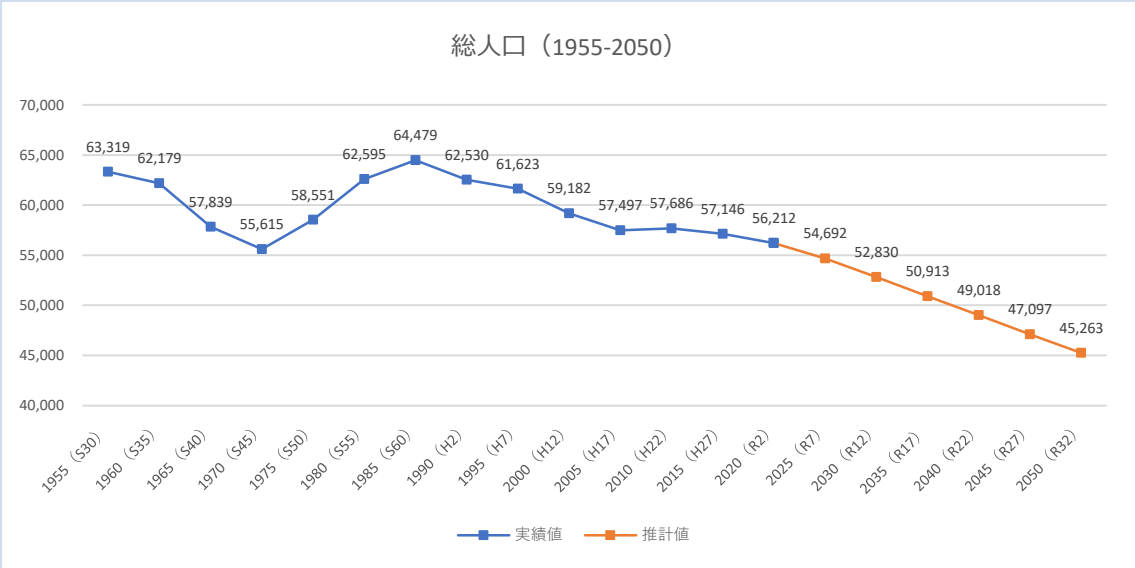


5. 直方市の人口動向と将来推計人口

(1) 人口動向

① 時系列で見た人口動向

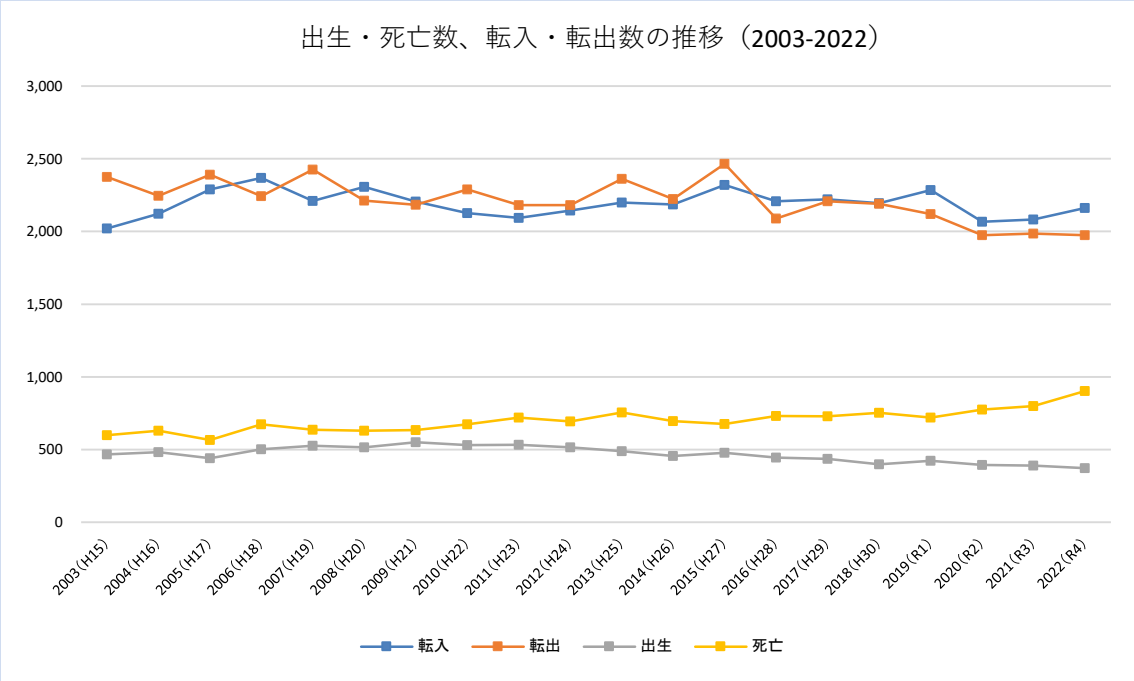
国立社会保障・人口問題研究所の予測によると、本市の総人口は、今後、2020年（令和2年）から2050年（令和32年）にかけて、10,949人（約19.5%）減少する見込みとなっています。また、年齢3区分別人口で見ると、生産年齢人口（15～64歳）は、2020年（令和2年）から2050年（令和32年）の30年間で、6,647人（約22.3%）減少し、老年人口（65歳以上）は、2020年（令和2年）にピークを迎えた後、減少する見込みとなっています。



（出典）2020年（令和2年）まで：国勢調査、2025年（令和7年）以降：国立社会保障・人口問題研究所2023年（令和5年）推計値

② 自然増減・社会増減別に見た人口動向

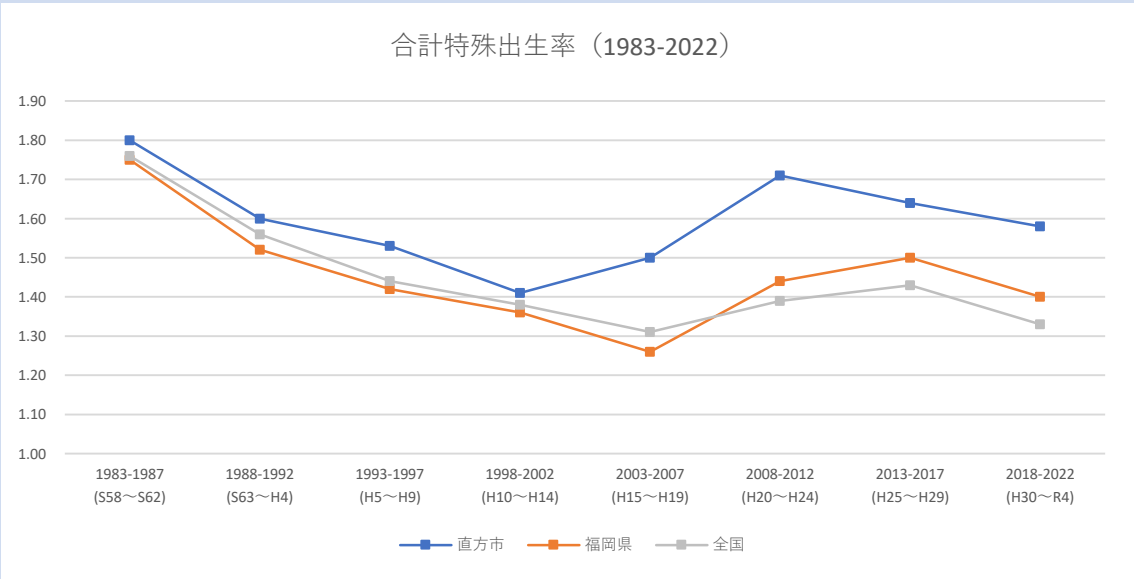
自然増減で見ると、人口は自然減の状態が継続・拡大傾向にあります。一方、社会増減は、2016年（平成28年）以降、転入数が転出数を上回っています。



（出典）市統計

（出生）

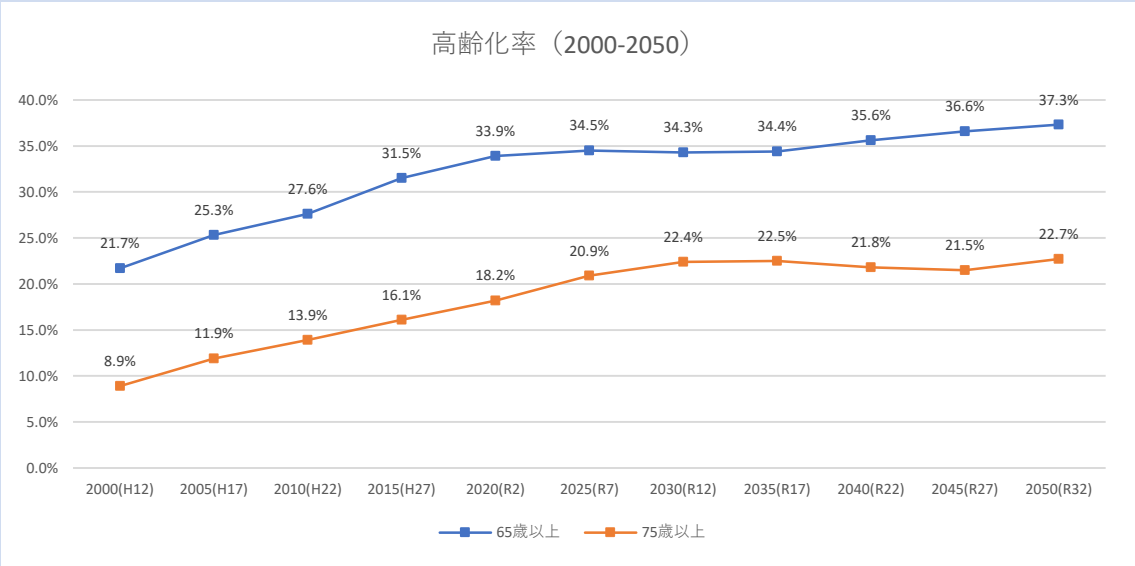
全国や県に比べて合計特殊出生率が高い傾向（2018（平成30年）-2022（令和4年）：全国1.33、県1.40に対し、直方市1.58）にありますが、（2008年（平成20年）-2012年（平成24年））をピークに、減少に転じています。



（出典）厚生労働省「人口動態統計調査」

(高齢化)

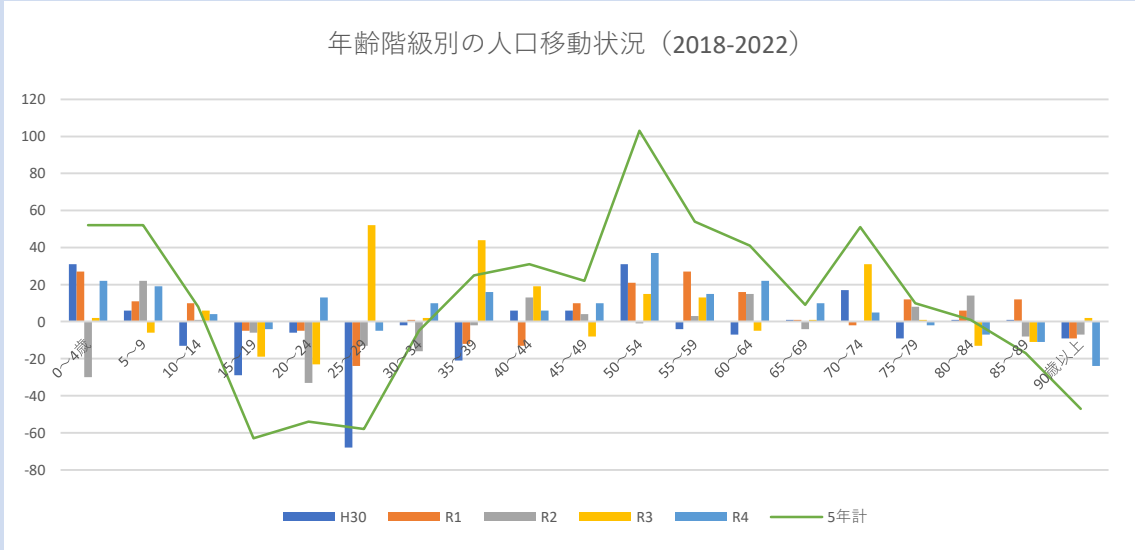
高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は上昇を続けていますが、今後、その上昇幅は緩やかになっていくと予測されています。また、75歳以上の比率は、2030年（令和12年）以降、22%前後で横ばい傾向となる見込みです。



（出典）2020年（令和2年）まで：国勢調査、2025年（令和7年）以降：国立社会保障・人口問題研究所2023年（令和5年）推計値

(年齢階級別の人口移動状況)

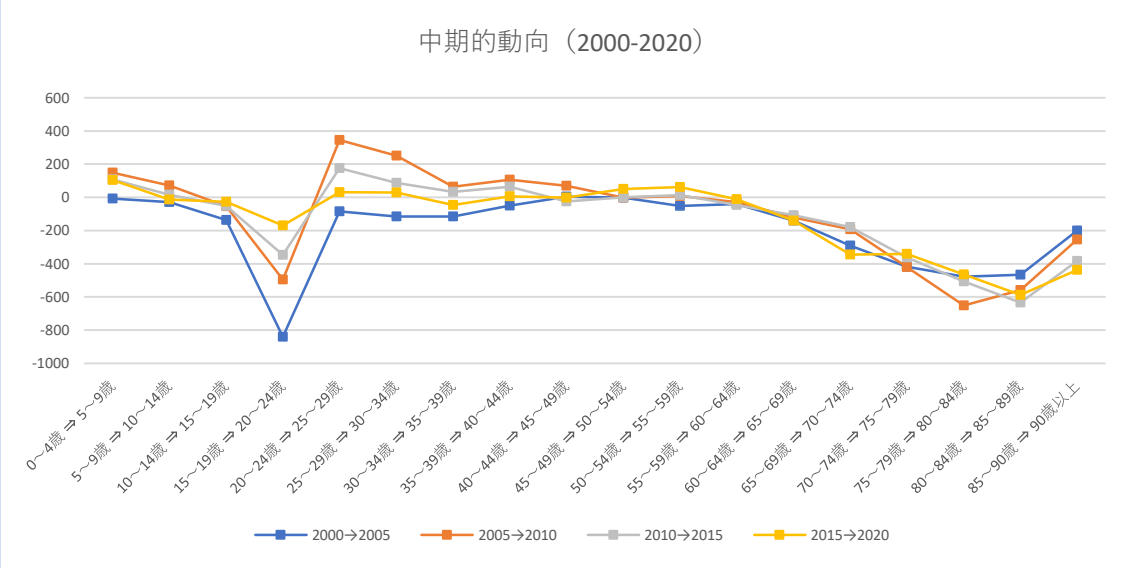
直近の5年間（2018年（平成30年）-2022年（令和4年））を見ると、0～9歳、50～59歳の転入超過と、15～29歳の転出超過が顕著となっています。また、35歳以上は、転入超過の傾向となっています。



（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(中期的動向)

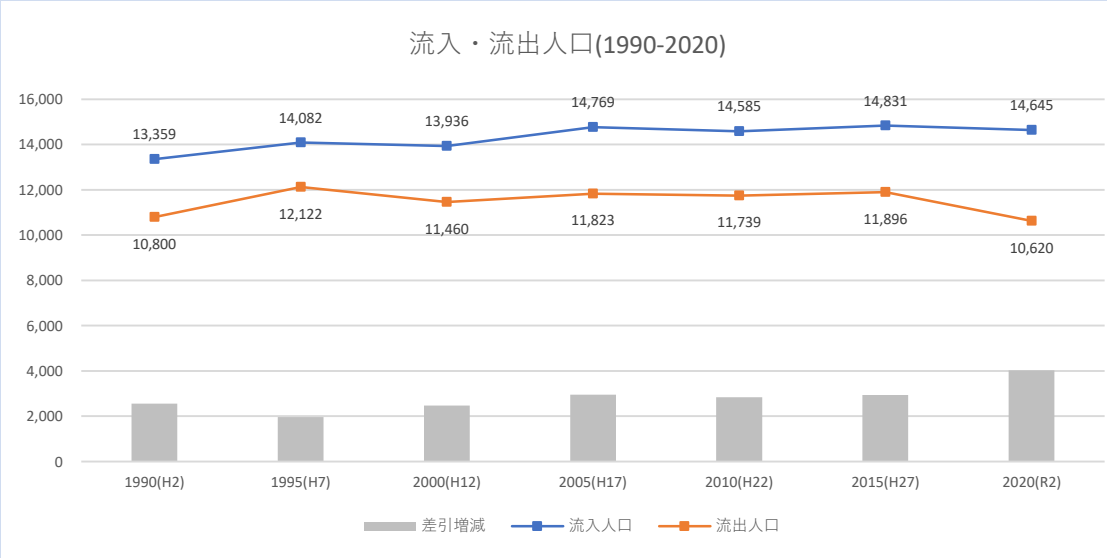
「15～19歳」から「20～24歳」の減少数が最大となっています。これは、進学・就職による市外転出による影響と考えられます。



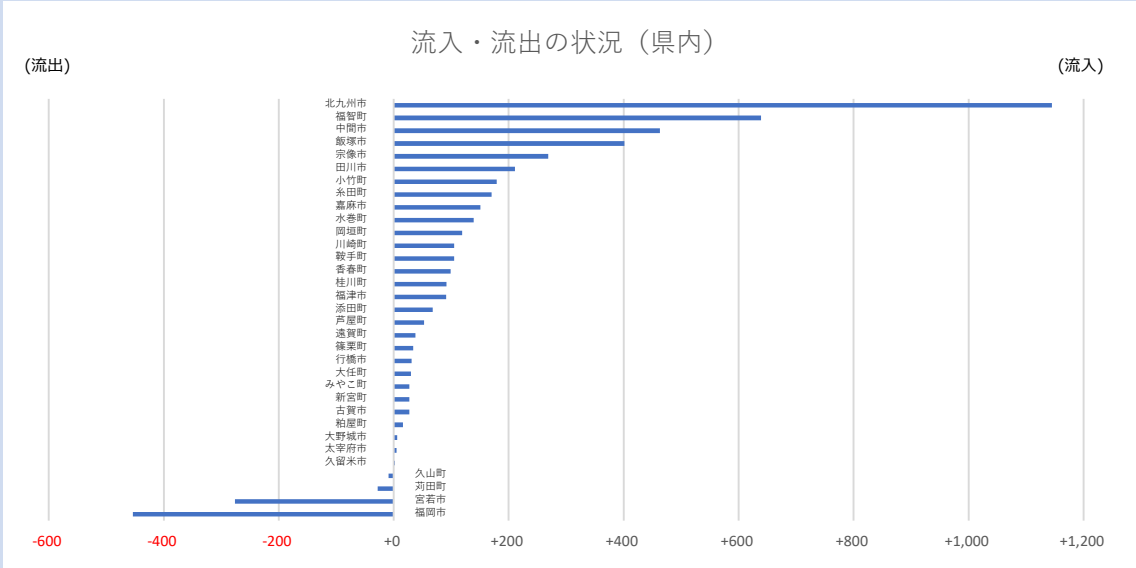
(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(昼間人口等)

昼間の人口比率（夜間人口に対する昼間人口の割合）は、1990年（平成2年）以降、一貫して100%を超えており、流入人口が流出人口を上回っています。また、県内の自治体別で見ると、北九州市をはじめとした近隣自治体から人口が流入している一方、福岡市、宮若市等の一部の自治体に人口が流出している状況です。



(出典) 国勢調査

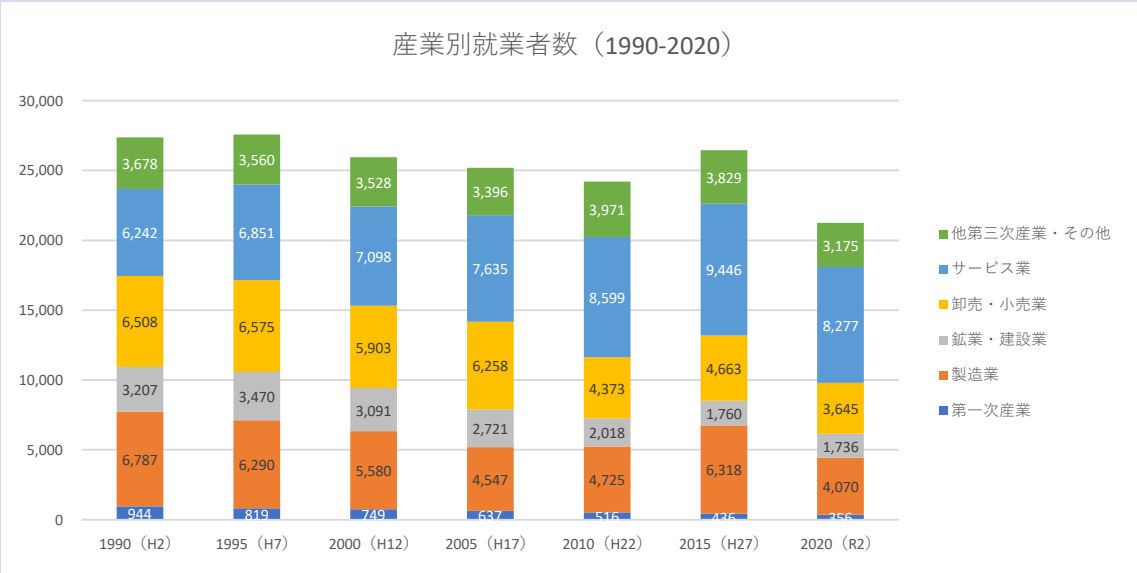


（出典）2020年（令和2年）国勢調査

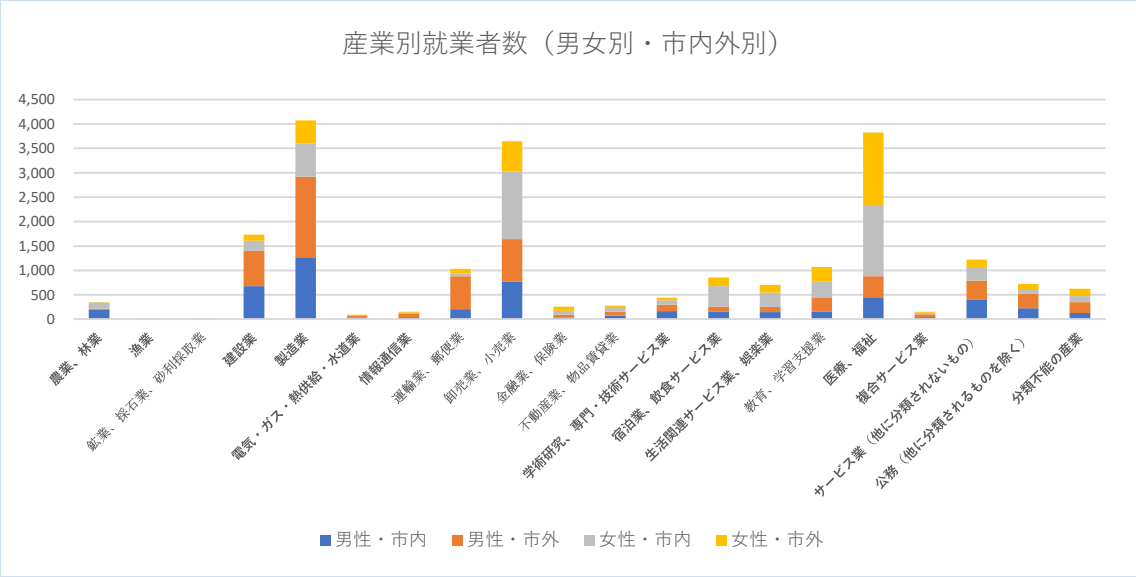
③ 産業構造に係る人口動向

（産業別就業者数）

1995年（平成7年）以降、サービス業の就業者数の割合が最も高く、全体として、製造業、卸売・小売業、医療・福祉への就業者の割合が高くなっています。また、男性は製造業、女性は医療・福祉や卸売業・小売業での雇用割合が高くなっており、女性は男性に比べて市内就業率が高い傾向にあります。



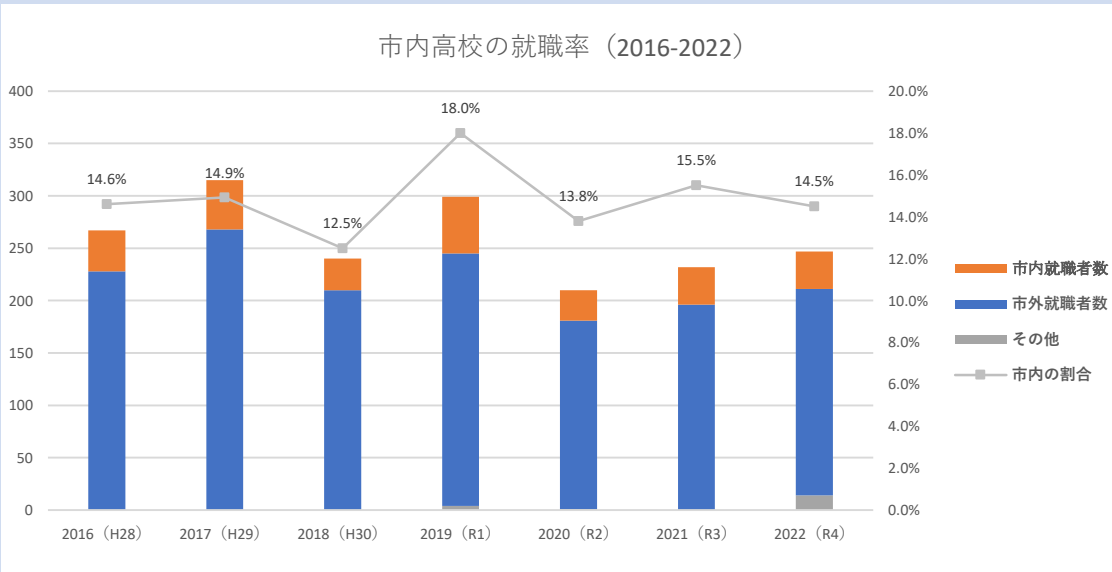
（出典）国勢調査



（出典）2020年（令和2年）国勢調査

（市内高校の就職率）

市内の高校（市内4校、近隣1校）の就職者に占める市内就職者の割合は、10%台で推移しており、横ばい傾向です。

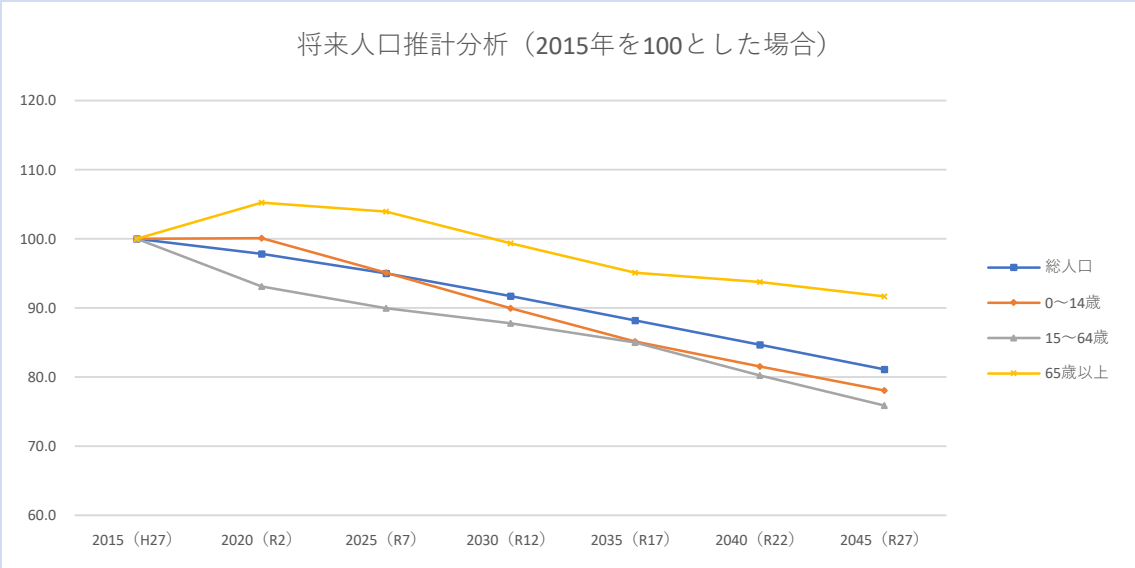


（出典）市調査

(2) 直方市人口ビジョンから見た将来推計人口に係る分析

① 将来人口推計分析

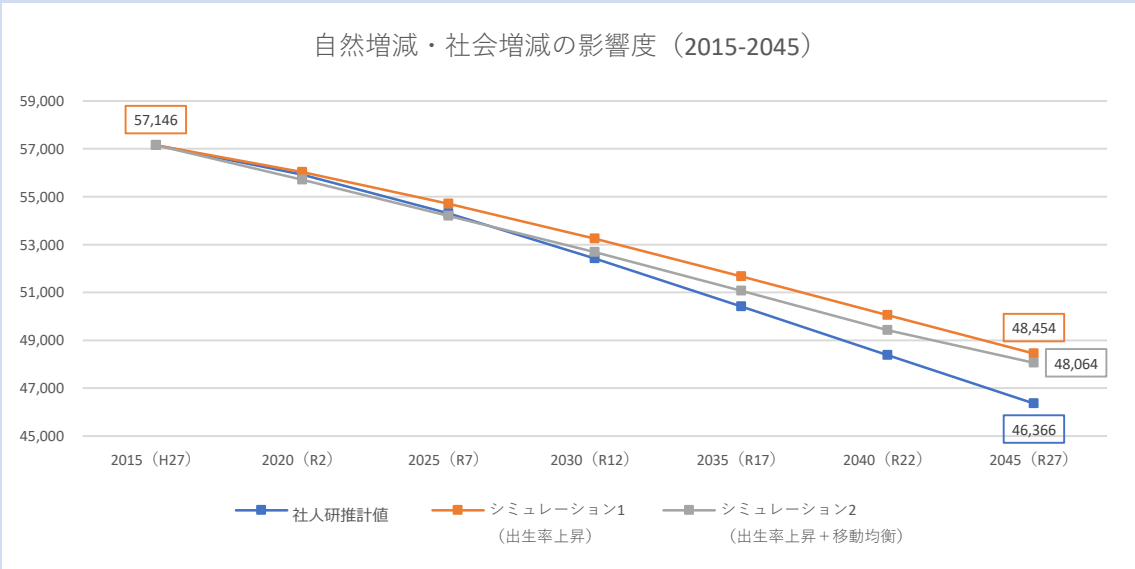
2020年（令和2年）までは、老年人口が増加で推移する「第1段階」、その後、老年人口も減少で推移する「第2段階」に移行する予測となっています。



（出典）国立社会保障・人口問題研究所2018年（平成30年）推計値

② 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

国立社会保障・人口問題研究所2018年（平成30年）データを用いたシミュレーションによると、合計特殊出生率が2030年（令和12年）までに人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）の2.1人まで上昇し、転出入が0人/年で推移した場合、2045年（令和27年）の市の総人口は、48,064人となることが予測されています。



（出典）国立社会保障・人口問題研究所2018年（平成30年）推計値

（３）目指すべき人口の将来展望（課題と政策の方向性）

（ポイント①）合計特殊出生率の上昇 ～子育て支援の強化による少子化対策～

今後、本市の将来人口は減少が見込まれていますが、国・県においても同様に、人口減少が見込まれている状況です。そのような状況下で、他自治体からの移住を促進するのみでは、人口減少の根本的な解決にはつながりません。

本市の人口特性としては、「国・県と比較して出生率が高い（出生）」、「0～9歳で転入超過（年齢階級別の人口移動状況）」という点が挙げられます。

また、令和元年度に実施した市民意識調査（施策の満足度）においては、「子育て支援充実」（6/38位）、「子育て環境」（8/38位）と、子育て環境に関する指標において、高い評価を受けているという状況です。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定にあたって、このような本市の特性を活かし、子育て支援を充実させていくことで、合計特殊出生率の上昇と人口の自然減緩和を目指す必要があります。

（ポイント②）社会増減の均衡の維持 ～地方からの流出防止と都市からの流動～

本市の人口特性の1つとして、「10代後半から20代前半の若年層の流出（年齢階級別の人口移動状況、中期的動向）」という傾向があります。これは、進学や就職等による転出が原因であると考えられ、国の長期ビジョンにおける分析結果とも合致する結果となっています。

一方で、本市には、「昼間人口が多い」という特性もあり、地域の雇用の受け皿となる事業所も多数存在している実態がうかがえます。

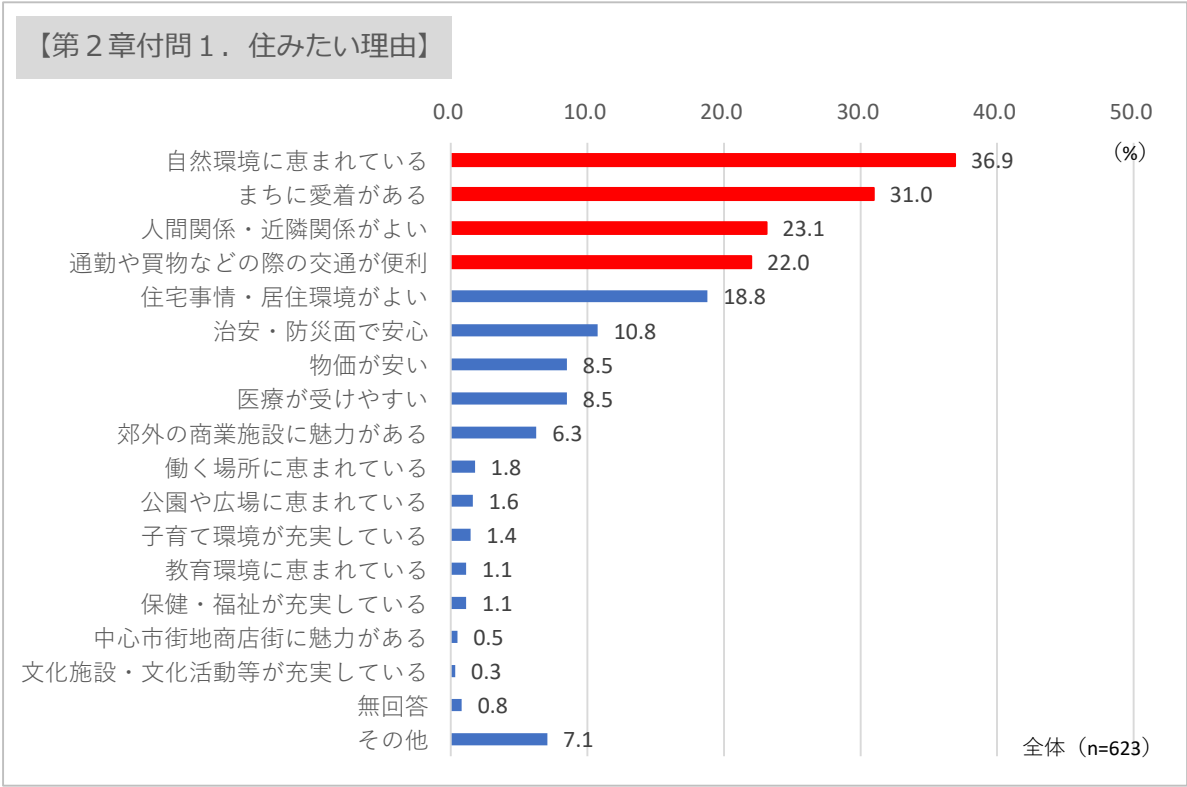
令和元年度に実施した市民意識調査（定住理由）においても、「まちに愛着がある」（31.0%）という回答の割合は高く、愛着を持っている人が住み続けることのできる環境を維持する取り組みが必要であると考えられます。

このような観点から、今後は、生まれ育った地方での暮らしを望む人が住み続けることができるよう、魅力ある雇用機会の創出に努め、地元雇用の促進やUターン就職が可能となる雇用の受け皿作り等の取り組みにより、人口の社会増減における均衡を維持していく必要があります。

(4) 人口の将来目標について

人口ビジョンの分析結果を基に、「第2期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、市の人口の将来目標を「令和27年（2045年）の総人口48,000人」と決めました。これは、令和27年（2045年）までに国の目標値である合計特殊出生率2.07を段階的に達成し、一定規模の社会増（子育て世帯の転入増やUIJターンによる転入増）が実現した場合に達成可能となる数値です。

「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」においても、引き続き、この数値の実現に向け、市の持つ強みや魅力（ポテンシャル）を最大限に活かした施策を展開することで、将来目標の実現を図ります。



(出典) 2018年（令和元年）直方市のまちづくりのための市民意識調査

市民意識調査（直方市に住みたい理由）の回答結果からわかるように、市の魅力を「自然環境に恵まれている」点、「通勤や買物などの際の交通が便利」な点と意識している人の割合は多く、自然環境や交通の利便性といった点が、住みたい、住み続けたいと感じるための重要な要因（＝強みや魅力）となっていることがうかがえます。

「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」においても、このような、市が持つ強みや魅力を最大限に活かした取り組みを進め、市の内外に積極的な情報発信を行っていきます。また、これまで市の強みや魅力と映ってこなかった項目やその要因についてもあらためて検証を行い、新たな強みや魅力の創出につながるよう、関連する取り組みを見直していきます。

第2章 「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」

1. 目指すまちのビジョン

将来目標である「令和27年（2045年）の総人口48,000人」を実現し、活力のある、住み続けられるまちづくりを行っていくためには、直方市が現在保有する資源だけで地域の将来を描くのではなく、市の外側の資源（人・もの・アイデア）を呼び込み、相互の関わりを増していくことで、地域が持つポテンシャル（潜在能力）を最大限に引き出す、さらには相乗効果を生み出していく取り組みが必要となってきます。

直方市は、福岡市と北九州市という2つの政令指定都市の間に位置し、鉄道や高速道路等、交通の要衝としての機能が充実している（人の流れが交差する）という強みを持っています。今後は、この強みをさらに活かす視点を持ち、市外、域外の地域資源を積極的に取り入れ、直方市に関与してくれるステークホルダー（関係人口や交流人口）をいかに増やしていくか、が取り組みの要点となります。

また、デジタル技術は、これまで地方都市が抱えてきた「都市圏域からの物理的距離」というボトルネックを解消するために有効なツールであり、デジタル技術の活用は、地方でのくらしや産業の変革はもちろん、地域の魅力向上・発信による「人の流れ」にも大きな変化をもたらす可能性を秘めています。

そこで、「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、人と人がつながり、地域と地域がつながり、さらにはデジタルの力を使って、魅力的で未来へとつないでいくことができる持続可能なまちを目指し、次のとおり、「目指すまちのビジョン」を掲げます。

目指すまちのビジョン

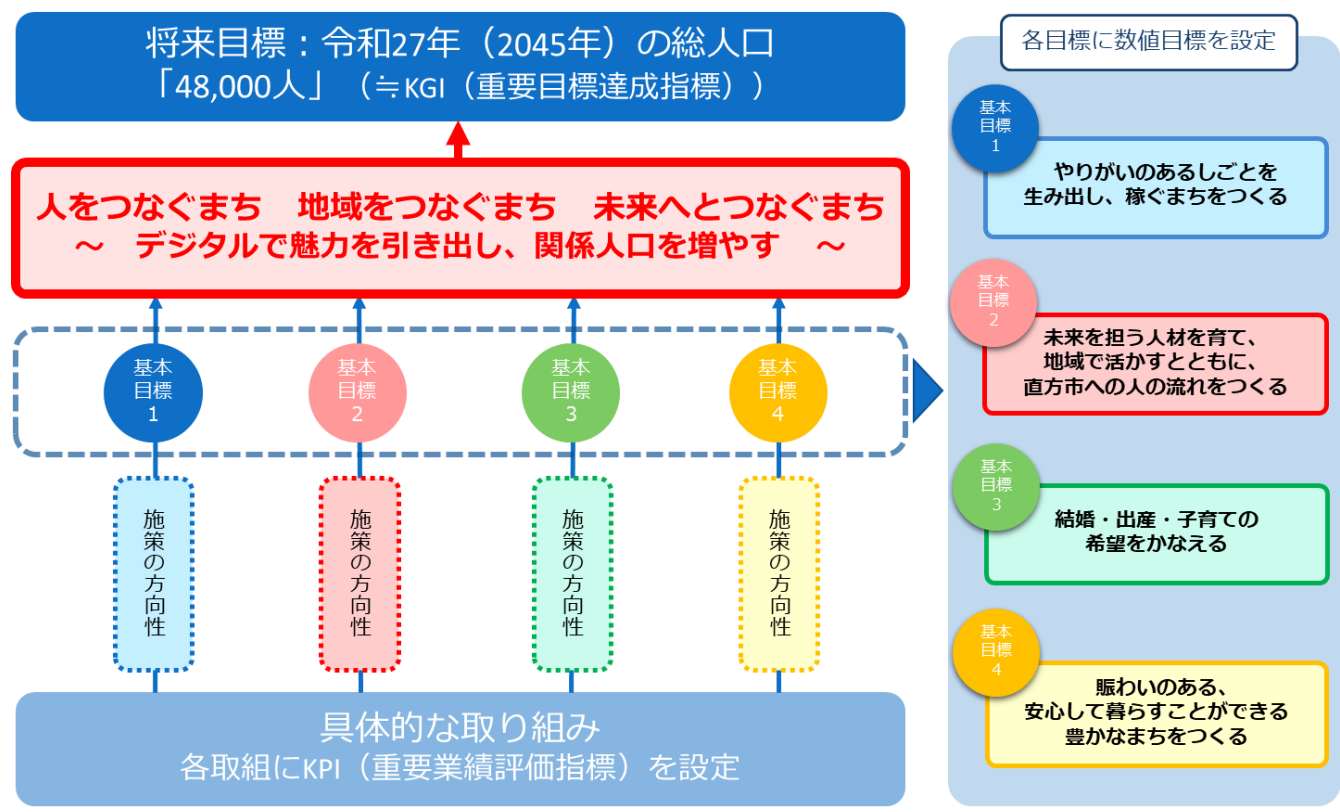
**人をつなぐまち 地域をつなぐまち 未来へとつなぐまち
～ デジタルで魅力を引き出し、関係人口を増やす ～**

2. 総合戦略の構成

「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、以下4つの「基本目標」を設定します。

これは、国の策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」における「基本目標」との関連性を考慮しつつ、これまで進めてきた「直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証結果や人口ビジョンの分析結果、及び市の政策方針や将来展望を踏まえ、策定するものです。

(図3：直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略の構成と将来目標)



総合戦略全体では、設定した個別の「基本目標」の達成を目指しながら、市の将来目標である「令和27年（2045年）の総人口48,000人」の実現に向け、各取り組みを進めます。

また、「基本目標」には、それぞれに検証可能な数値目標を設定するとともに、各目標を達成するにあたり実施する「具体的な取り組み」と各取り組みのKPI（重要業績評価指標）を設定します。

3. 4つの基本目標と横断的な指標

総合戦略の計画期間中、取り組みの目標とする「基本目標」は以下のとおりです。
（「第2期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定していた4つの「基本目標」はそのまま継承し、「横断目標」は「基本目標」に包含させることで、4つの「基本目標」にまとめ直しています。また、第2期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略の「基本目標」と「横断目標」に設定していた「数値目標」は継続して検証していくものとし、一部達成できた「数値目標」については、新たな目標を設定しています。）

なお、1. 目指すまちのビジョンでも掲げているとおり、関係人口を増やしていくことが今後の重要な取り組みであることから、その成果を測るために、基本目標1から4全体に関係する「横断的な指標」として、関係人口に関するKPI（重要業績評価指標）を設定します。

- ＜基本目標1＞ やりがいのあるしごとを生み出し、稼ぐまちをつくる
- ＜基本目標2＞ 未来を担う人材を育て、地域で活かすとともに、直方市への人の流れをつくる
- ＜基本目標3＞ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ＜基本目標4＞ 賑わいのある、安心して暮らすことができる豊かなまちをつくる
- ＜横断的な指標＞ 関係人口に関するKPI（重要業績評価指標）

基本目標1

やりがいのあるしごとを生み出し、稼ぐまちをつくる

直方市は、長年にわたり、製造業を中心とした地域雇用を創出してきた歴史を持ち、近年においては、卸売・小売業やサービス業等も含め、市内には地域雇用の受け皿となる事業所が数多く立地しています。

一方で、進学・就職に伴う転出人口の増加等、若い世代の人口減少が産業に及ぼす影響は無視できないものがあり、今後のまちづくりにとって、大変大きな課題となっています。

そこで、引き続き本総合戦略においても、人口の社会増減の均衡を維持していくための地域雇用の維持という点に着目し、既存産業に活力を与え、「稼ぐ力」のある地域づくりを推進していきます。

具体的には、市内企業のデジタル技術の導入支援やそれに伴うデジタル人材の育成支援、経営戦略の転換に対する伴走支援といった取り組みを進めます。

また、若年人口の減少への対策として、「直方市で輝きたい」という若者の願いに応えることのできる魅力ある雇用機会を創出すると同時に、地域の課題解決につながる新しいビジネスモデルの構築支援や起業・創業支援といった取り組みを推進していきます。

数値目標

評価指標	基準値	目標値	基準値・目標値の算出方法
市内給与所得者の総所得額	令和3年度：564.70億円 (給与所得者一人あたり2,939千円)	令和9年度：671.67億円 (給与所得者一人あたり3,496千円)	「第2次直方市産業振興ビジョン・アクションプラン」より
市内総生産額	令和元年度：2,101.55億円	令和9年度：2,440.64億円	「第2次直方市産業振興ビジョン・アクションプラン」より

基本
目標
2

未来を担う人材を育て、地域で活かすとともに、直方市への人の流れをつくる

地方創生の取り組みは、これを担う人材の活躍によってはじめて実現されることから、その取り組みにおいて「ひとづくり」は極めて重要な課題となります。

また、地域で育てた人材を地域において活かすことは、地方創生の取り組み目的の一つである「東京圏への一極集中の是正」という課題においても、重要な意味を持つ取り組みとなるものです。

このような観点から、まち・ひと・しごと創生総合戦略に引き続き、本総合戦略においても、地域での雇用機会の創出の取り組みと併せて、将来の地域を担う子どもたちがデジタルをはじめとした時代の変化に対応して生活し活躍することができるよう、しっかりとした学力を付与すると共に、創造的に未来を切り拓く力を持った人材育成を目指して、教育の充実、さらには学校以外での学習機会の創出にも取り組みます。

また、人材の移動や交流がもたらす地域人材の高度化・専門化、地域課題の解決や将来的な移住・定住に向けた関係人口の裾野拡大を目指して、直方市への関心を呼び起こす情報発信を強化し、直方市への人の流れをつくる取り組みを推進します。

数値目標

評価指標	基準値	目標値	基準値・目標値の算出方法
教育に関する市民意識調査の満足度評価	令和元年度：0.12	令和10年度：1.00	市民意識調査「学校教育の充実」評価値より
転出者の数に対する転入者の割合（対東京圏）	令和4年度：0.820	令和10年度：1.000（均衡）	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県への転出者数に対する転入者数の割合（総務省「住民基本台帳人口移動報告」より）

基本
目標
3

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

直方市は、全国や県に比べ、合計特殊出生率を高い水準で維持していますが、近年、その差は縮小傾向にあります。一方で、本市の希望出生率は現状を上回る水準であり、このことは、人々の子どもを産み、育てたいという希望が強いことを示しています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に引き続き、本総合戦略においても、この子どもを産み、育てたいという希望に応えるため、このまちに住み、安心して子どもを産み、育てることができるようにする取り組みを推進していきます。

具体的には、幼児教育や家庭教育への支援強化、仕事と子育ての両立支援に焦点をあて、子育てのための環境や、子育てをしながら仕事を続けることができる環境の整備に取り組みます。

また、積極的にデジタルの力を取り入れながら、まち全体で子どもを育て家庭を支える地域づくりを進めていきます。

数値目標

評価指標	基準値	目標値	基準値・目標値の算出方法
子育てにおける公的支援の充実	令和元年度：0.26	令和10年度：0.70	市民意識調査「子育て支援の充実」評価値より
20代の転入超過（時点直近5年間の平均）	令和4年度： ▲22.4人	令和10年度： ±0人	「住民基本台帳人口移動報告年報（年齢別）（日本人移動者）」より

基本
目標
4

賑わいのある、安心して暮らすことができる豊かなまちをつくる

訪れたい、住み続けたいと思えるような豊かなまちをつくるためには、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に活かし、まちに付加価値を持たせることで、魅力的なまちづくりを進める必要があります。

直方市は、立地環境に恵まれ、古くから公共交通の結節点がまちの中心にあるという強みを活かしたコンパクトなまちづくりを進めてきました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に引き続き、本総合戦略においても、まちの中心への必要な機能の集約をさらに推進すると同時に、本市が持つ文化や芸術といった資源を活かしたまちづくりや、多様な人材が活躍できる環境づくりを行うことにより、まちの中心に賑わいをつくり、魅力あるまちの創出につなげていきます。

また、限られた地域経営資源を最大限活用するため、広域での地域連携を進めるとともに、デジタル技術やデータを有効に活用することで、近年頻発・激甚化する自然災害への対策や、健幸で質の高い暮らしができる安全・安心なまちづくりを効果的に進めていきます。

数値目標

評価指標	基準値	目標値	基準値・目標値の算出方法
昼間人口	令和2年度：60,237人	令和7年度：60,237人（維持）	「国勢調査」より
市民参画に関する市民意識調査の満足度評価	令和元年度：▲0.06	令和10年度：1.00	市民意識調査「地域づくりの推進」評価値より
防災に関する市民意識調査の満足度評価	令和元年度：▲0.11	令和10年度：1.00	市民意識調査「自然災害対策の強化」評価値より

横断的な指標

関係人口に関するKPI（重要業績評価指標）

1. 目指すまちのビジョンにも掲げるとおり、関係人口を増やすことは市が抱える課題の解決につながる重要な取り組みであり、人口減少による人手不足や、足りない地域資源を補っていくためには、積極的に関係人口を増やしていく必要があります。

そのような観点から、関係人口を増加させる取り組みの成果を計測するため、基本目標 1 から 4 に関する横断的な指標として、以下のとおり、KPI（重要業績評価指標）を設定します。

数値目標

評価指標	基準値	目標値	基準値・目標値の算出方法
企業版ふるさと納税の件数	令和5年度：1件	計画期間中20件	令和10年度中に調査実施
SDGsパートナー登録団体数	令和4年度：30団体	令和10年度：100団体	令和10年度中に調査実施

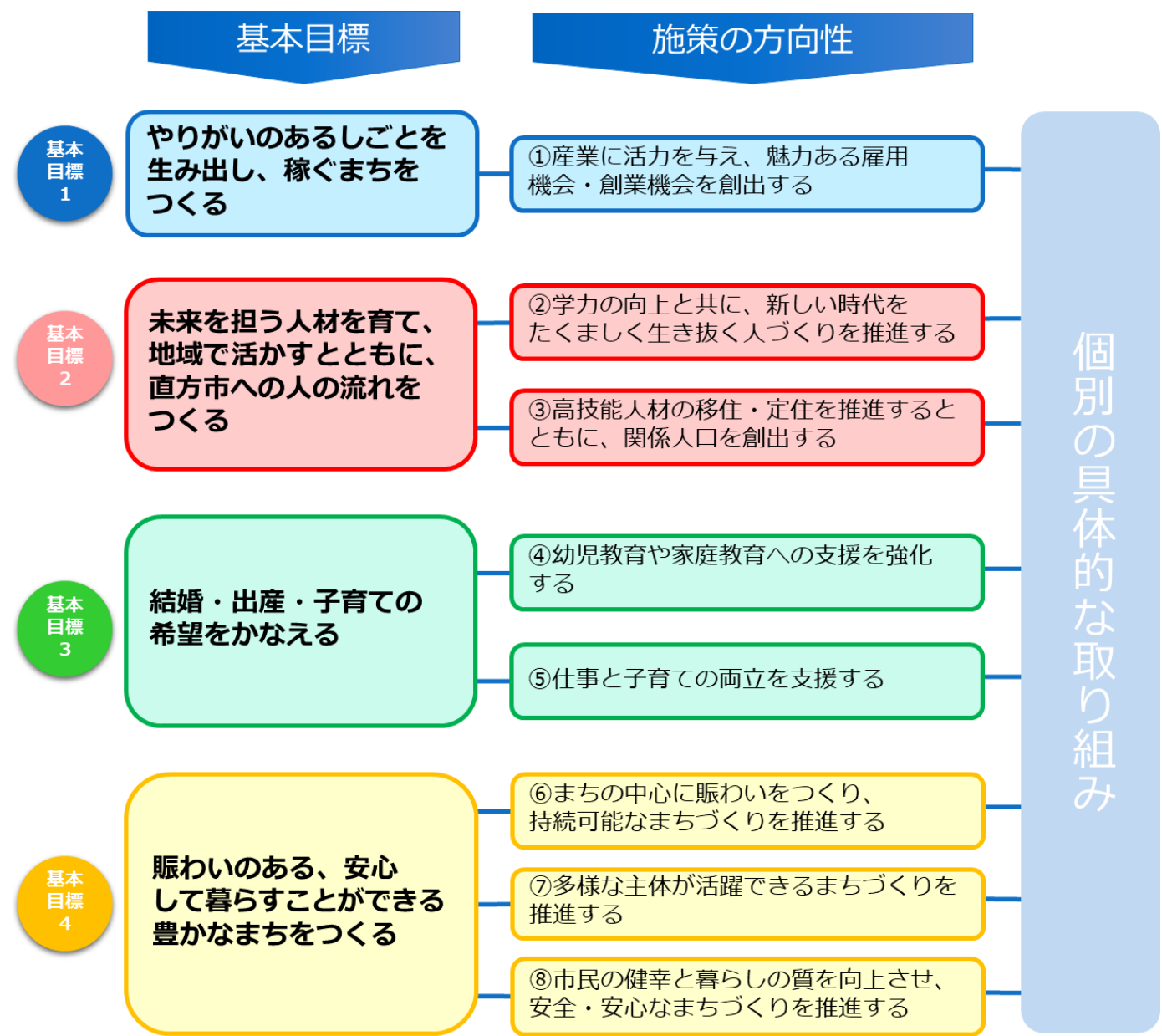
4. 「施策の方向性」と「具体的な取り組み」

「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、4つの「基本目標」を達成するため、8つの「施策の方向性」を設定し、将来目標を実現するための今後5か年の取り組み方針に位置付けます。また、施策の方向性には、それに紐付く「具体的な取り組み」を策定し、取り組み毎にKPI（重要業績評価指標）を設定します。

（1）施策の方向性 （※「▶」印部分は、「第6次直方市総合計画」の「施策の大綱」との対応を示しています。）

- ① 産業に活力を与え、魅力ある雇用機会・創業機会を創出する
（▶「施策の大綱」第2章第1節・第2節、第3章第3節）
- ② 学力の向上と共に、新しい時代をたくましく生き抜く人づくりを推進する
（▶「施策の大綱」第1章第2節、第2章第2節）
- ③ 高技能人材の移住・定住を推進するとともに、関係人口を創出する
（▶「施策の大綱」第1章第5節、第2章第1節）
- ④ 幼児教育や家庭教育への支援を強化する
（▶「施策の大綱」第1章第1節）
- ⑤ 仕事と子育ての両立を支援する
（▶「施策の大綱」第1章第1節・第7節）
- ⑥ まちの中心に賑わいをつくり、持続可能なまちづくりを推進する
（▶「施策の大綱」第1章第2節、第2章第1節）
- ⑦ 多様な主体が活躍できるまちづくりを推進する
（▶「施策の大綱」第1章第1節・第6節）
- ⑧ 市民の健幸と暮らしの質を向上させ、安全・安心なまちづくりを推進する
（▶「施策の大綱」第1章第1節・第3節・第5節・第7節、第2章第3節）

(図4：基本目標等と施策の方向性、具体的な取り組みの関係)



(2) 具体的な取り組み

① 産業に活力を与え、魅力ある雇用機会・創業機会を創出する

取組番号	取組名
①-1	市の農産物のブランド化
取組の目的	
本市で生産される農産物のブランド化・高付加価値化の取り組みを支援することで、農業所得の向上を実現する。	
取組の内容	
◆ 市の農産物のブランドイメージの確立に向けたプロモーション（SNS発信、広告、PR、販売促進等）を展開する。 ◆ 市の農産物の高付加価値化に向けた取り組みを実施する農業者に対する支援を行う。（市の農産物を活用した商品開発（6次産業化）、販路の拡大に向けた取り組み（直売、HP開設、パッケージ作成）、新品種の導入等）	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 市の農産物の高付加価値化に取り組む農業者を支援した件数：5件/年（※令和5年度3件）	

取組番号	取組名
①-2	持続可能な農業の実現に向けたスマート農業の推進
取組の目的	
高齢化や人口減少に伴い農業の担い手不足が深刻な状況となる中、スマート農業等のデジタル技術を活用した省力化の取り組みを支援することで、将来に渡って持続可能な農業を実現する。	
取組の内容	
◆ 農業者に対して、スマート農業に関する技術や製品、サービス、導入事例等の情報提供を行い、活用を推進する。 ◆ 補助事業の活用等を通して、スマート農業等のデジタル技術の導入を支援し、農作業の効率化・省力化を図る。 ◆ スマート化に取り組む農業者向けの検討会を開催する等、デジタル技術等の効果的な活用や継続的な利用がスムーズに行えるよう支援を行う。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ スマート農業に取り組む農業者を支援した件数：3件/年	

取組番号	取組名
①-3	市内企業の新たな価値の創出に向けた経営力・事業戦略の強化
取組の目的	
経営層のマネジメント能力強化の取り組みを支援し、市内企業の新たな価値の創出につなげる。	
取組の内容	
◆ 経営層を対象とした企業の成長戦略を描くための支援を行い、次世代の経営管理層を育成する。 ◆ 業務のデジタル化を支援し、暗黙知の形式知化を進め、新しいビジネスモデルの構築を支援する。 ◆ 自らの能力や経験を生かした創業を積極的に後押しするため、事業計画や商品開発、販売戦略等の包括的な支援を行う。 ◆ 経営者の課題に寄り添った伴走型支援を実施し、産業界だけではなく、産・官・学・金による包括的な支援を行う。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 成長戦略の策定に関する支援を実施した企業数：計画期間中10社 ◆ デジタル技術の活用による市内企業の経営力強化を支援した件数：計画期間中10件 ◆ 市内での創業件数（認定創業支援等事業計画に基づく支援を行った新規創業件数）：30件/年 ◆ 直轄ビジネス支援センターにおける経営相談ののべ件数：300件/年	

取組番号	取組名
①-4	持続的な企業成長に向けた人材の確保・育成
取組の目的	
市内企業が持続的に企業活動をしていくために必要な生産年齢人口をバランスよく確保し、市の産業の新しい未来を切り拓くことができる人材の育成を行う。	
取組の内容	
◆ 地域の5つの高校と連携し、人手不足の解消に向けて、市内事業者が仕事の魅力をPRする機会を設け、高校生の市内企業就職へと繋げる。 ◆ UIJターン人材や副業・兼業人材等、高い技術を持った人材や、外国人をはじめとする多様な人材を確保する支援を行う。 ◆ 次世代の産業活性化を担う人材を育成するため、アントレプレナーシップ教育やプログラミング教育を実施する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 合同企業説明会の参加者数：100人/年 ◆ 副業・兼業人材の活用を支援した件数：計画期間中15件 ◆ 直方市が実施するアントレプレナーシップ教育イベントの参加者数：20人/年 ◆ 小学生向けのプログラミング教室の参加者数：10人/年	

取組番号	取組名
①-5	市内企業の事業継続に関する基盤整備
取組の目的	
市内企業が安心して生産活動を継続することができ、次世代へ技術を継承できるように、市内企業の経営基盤の強化に対する支援を行う。	
取組の内容	
◆ 後継者不在による企業の廃業や事業の継続が困難となる事態を防ぐため、事業承継に悩む企業に対する課題解決に向けた伴走型支援を行う。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 事業承継に関する支援を実施した企業数：計画期間中10社	

取組番号	取組名
①-6	企業が保有する技術力強化とイノベーションの推進
取組の目的	
企業間や大学研究機関等とのマッチングを積極的に行うことによって、市内企業が保有する技術の高度化、新しい技術や新しいサービスへの挑戦ができる環境を構築し、市内全体の産業を活性化させる。	
取組の内容	
◆ 社会課題の解決を目指した新しい挑戦を推進するため、官公庁や大学等研究機関、他企業との共同研究や実証事業を支援する。 ◆ 産業全体を活性化させていくために必要な研究開発機能や人材育成機能を有する大学等研究機関を誘致する。 ◆ 市内の産業基盤の充実を図るため、新産業団地の造成を行い、既存産業の発展に資する分野の企業集積を推進する。 ◆ 社会課題の解決や市内企業のデジタル技術の活用を支援するため、デジタル関連事業者の活動拠点を誘致し、地元事業者との接点をつくる。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 将来の産業振興を見据えた技術力強化、技術革新に関する研究会の発足とその研究会の実施件数：4回/年 ◆ デジタルを活用して地域課題解決を図るサービス事業者の誘致件数：計画期間中5件	

② 学力の向上と共に、新しい時代をたくましく生き抜く人づくりを推進する

取組番号	取組名
②-1	未来のデジタル人材育成事業
取組の目的	
若者の情報化技術に触れる機会を増やし、論理的な思考を向上させ、職業選択の可能性を広げる。	
取組の内容	
◆ 学校教育以外場で、情報化技術に実践的に触れる機会を創出し、将来の進路や仕事選びの選択肢を増やすきっかけづくりを行う。 ◆ 地域の企業や大学等と連携し、中学生や高校生を対象としたプログラミング教室を開催する。 ◆ デジタル技術を活用する企業の現場を体験してもらうことで、若者に地場産業への興味・関心を深めてもらう。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ プログラミング教室等への参加者数：30人/年（※令和5年度23人）	

取組番号	取組名
②-2	「これからの授業」の実践
取組の目的	
児童生徒の知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、グローバル化の進展にともなう英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、デジタル技術を活用した「これからの授業」を推進する。	
取組の内容	
◆ タブレット端末やAI技術等、デジタル技術を活用した対話的な学習により、児童生徒の思考力・判断力・表現力を育成する。 ◆ タブレット等のデジタル端末と学習ソフトを有効活用し、個別の学力実態や習熟の状況に応じた個別学習を充実させ、児童生徒の基礎的な知識・技能の習得を図る。 ◆ 国内や海外の小・中学校や企業等をオンラインで結び、異文化交流や遠隔教育を推進する。 ◆ 市内全中学生を対象に英検IBAテストを実施し、中学生の英語によるコミュニケーション能力の実態を把握する。 ◆ 市内小学6年生を対象に、外国人講師とのオンライン英会話を実施し、英語でのコミュニケーションに対する意欲を高める。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 「コンピューターや情報通信ネットワークを活用した授業をしている」と回答した教員の割合（4件法）：令和10年度2.8ポイント以上（※令和5年度2.7ポイント） ◆ 英検3級以上の生徒の割合（中学3年生）：50%以上（※令和5年度36.0%） ◆ 英検4級以上の生徒の割合（中学2年生）：50%以上（※令和5年度25.0%）	

取組番号	取組名
②-3	児童生徒の学力向上
取組の目的	
児童生徒の夢や目標を実現するために基礎的・基本的な学力の定着を図る。	
取組の内容	
◆ 直方市学力調査（全小学生）を実施し、直方市の学力実態を把握する。 ◆ 直方市学力向上プラン、学力向上ロードマップを作成して課題を明確化し、全小・中学校で共有する。 ◆ 学力アップ非常勤講師を配置し、児童生徒の学力実態に応じた少人数指導を充実させる。 ◆ 地域と連携した放課後学習（小学校）の実施や、タブレット端末の持ち帰り学習等により、児童生徒の家庭学習の時間をのばす。 ◆ 小・中9年間を見通した学力向上の取り組みを行うため、小・中合同研修会を実施する。 ◆ AIドリル等を活用し、児童・生徒個別の習熟度に応じた学習を実施し、基礎・基本の定着を図る。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 全国学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生）：国語・算数・数学で100ポイント以上（全国平均値が100ポイント）（※令和5年度【小学6年生】国語97ポイント、算数99ポイント、【中学3年生】国語95ポイント、数学94ポイント） ◆ 家庭学習（平日に家庭学習を行わない児童（小学6年生）・生徒（中学3年生）の割合）：全国平均以下（※令和5年度全国平均以上） ◆ 各中学校区における小・中合同研修会の実施回数：年3回以上（※令和5年度3回）	

取組番号	取組名
②-4	食育の推進
取組の目的	
安全・安心なふるさと農産物を広め、市民の食を守りながら健康な心と体を育むとともに、健康寿命の延伸を図る。	
取組の内容	
◆ 学校給食における地元農産物の使用を推進する。 ◆ 市のHPや SNS 等を活用し、地産地消の取り組みを発信する。 ◆ 児童生徒が実際に農産物の栽培や収穫を体験し、生産者と交流する活動を実施する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 学校給食における直方産野菜・青果の使用量の割合：令和10年度25%（※令和4年度17%）	

取組番号	取組名
②-5	生涯学習活動の促進
取組の目的	
市民の誰もが学ぶことのできる環境づくりを推進し、まちや地域を支える人材を育む。	
取組の内容	
◆ 自主学習やサークル活動等、市民の学ぶ意欲や生涯学習の取り組みを支える環境づくりを推進する。 ◆ 中央公民館講座等、市民の関心の高いイベントや学びの場を充実させる。 ◆ オンラインでの講座開設機能や交流機能等を備えた「生涯学習オンラインプラットフォーム」を構築し、誰もが・どこでも学び続けることができる学びの環境を提供する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 中央公民館講座のオンライン受講者数:令和10年度250人（※令和5年度0人）	

③ 高技能人材の移住・定住を推進するとともに、関係人口を創出する

取組番号	取組名
③-1	U・I・Jターンや若者の市内定着促進
取組の目的	
U・I・Jターン就職や若者の市内就職を促進し、地域に定着する人材を確保する。	
取組の内容	
◆ U・I・Jターンによる移住希望者に対し、ニーズの高い情報を取りまとめ、市HPや外部移住支援サイト等を活用した情報発信を強化していく。 ◆ 移住相談のためのWebフォームを開設し、相談内容（世帯構成や就業形態等）に応じた、個別対応サービスを行う。 ◆ 若年層の転出抑制と経済的負担軽減を図るため、転出者数の多い20代をターゲットに、高校・大学等通学時に借り受けた奨学金の返還支援を行う。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 奨学金返還支援制度を活用し、市内に定着する若者の数：20人/年（※令和5年度13人） ◆ 転入超過数：令和10年度250人（※令和4年度188人）	

取組番号	取組名
③-2	近隣都市との連携の強化
取組の目的	
周辺自治体との広域連携を推進し、生活関連サービスの向上や魅力ある広域イベント等の実施により、域内・域外から来訪者を呼び込む。	
取組の内容	
◆ 北九州都市圏域を構成する市町との連携により、医療機関等の都市機能や産業連携を強化し、誰もが住みやすいまちづくりを進める。 ◆ 県道直方・宗像線の沿線自治体の連携により、特産品の販売を行う等、物産・観光の振興を図る。 ◆ 連携自治体間でのPR活動、都市圏域でのPR活動を強化することで、広域での交流人口増加につなげる。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 北九州都市圏域マルシェにおける市内事業者参加者数：5事業者/1回（※令和5年度3事業者/1回） ◆ 広域連携に関する各種HPの閲覧数の増加：500回/年	

取組番号	取組名
③-3	デジタル技術を活用した観光まちづくり
取組の目的	
デジタル技術を活用したマーケティングを実施し、顧客満足度の向上によるリピーター客の増加を目指す。（すぐそこにある、「お手頃な非日常」の提供）	
取組の内容	
◆ デジタル技術を活用して多様な情報発信を行うことで、「伝える」機会を充実させる。 ◆ 既存施設について、デジタル技術を活用して客観的根拠（エビデンス）に基づいた活用方法の見直しを行うとともに、ターゲットを明確化した直方グルメ・特産品の磨き上げを実施し、来訪者の消費動向を捉えた商品開発を行う。 ◆ 歴史や文化、自然、産業など、様々なテーマに合わせた着地型観光に取り組む。 ◆ 観光事業推進のための中間支援組織を拡充し、観光まちづくりのコーディネーターとして地域のプレイヤーと連携して取り組みを推進する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 市の観光情報に関する認知度：令和8年度末50.0% ◆ 市の総合的な観光満足度：令和8年度末60.0%（※令和3年度末45.9%） ◆ 観光客における再来訪者率：令和8年度末30.0%（※令和3年度末18.9%） ◆ 市訪問層1人あたりの飲食費＋土産物の平均観光消費額：令和8年度末6,000円（※令和3年度末4,262円）	

取組番号	取組名
③-4	伝える・つながる情報の発信
取組の目的	
市の魅力を地域内外に広く発信することで、受け取った人々（受信者）に地域への共感・愛着・誇り（シビックプライド）を抱いてもらい、直方市に関わってもらえる人（関係人口）を増やしていく。	
取組の内容	
◆ 魅力的なふるさと納税返礼品をラインナップすることで、直方市に関心を持ってもらう機会を創出し、関係人口増加につながる取り組みを推進する。 ◆ 市の特徴的な施策や観光等のイベントで配信コンテンツの充実を図り、ソーシャルメディア（SNS等）で効果的に伝える。 ◆ 配信内容を理解し、どの世代に何をどう伝えるか等、ターゲットを絞った情報配信（セグメント配信）を行う。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ SNSのフォロワー総数：令和6年度21,000人、令和7年度22,000人、令和8年度23,000人、令和9年度24,000人、令和10年度25,000人（※令和5年度20,062人） ◆ ふるさと納税のリピーター数：令和6年3,000人、令和7年3,500人、令和8年4,000人、令和9年4,500人、令和10年5,000人（※令和4年1,646人）	

④ 幼児教育や家庭教育への支援を強化する

取組番号	取組名
④-1	家庭教育支援
取組の目的	
児童が心身ともに健康に育ち、社会性を獲得できるよう、家庭内における教育を支援する。	
取組の内容	
◆ 家庭教育推進のための講習会を実施する。 ◆ 利用者支援事業（地域子育て支援拠点事業の相談事業）を通じて、未就園児・不就学児（特に、3～5歳児）の保育所への入所、幼稚園における預かり保育の利用を促す。 ◆ 絵本配布事業（年少児対象）を通じて、家庭内での読書の機会を提供し、親子の愛着を深め情緒の安定を促す。 ◆ 子育てサロン（市内高等学校との共同事業）を充実させ、子どもの社会性を育む地域交流を実施する。 ◆ 地域と連携して、子どもや保護者が安心して過ごせる場所（子どもの居場所）を確保する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 各中学校区への子どもの居場所（子育て拠点）の設置：令和10年度全4中学校区設置	

取組番号	取組名
④-2	幼児教育・保育の推進
取組の目的	
幼児教育・保育の内容を充実させ、すべての子どもたちの健やかな成長を支える取り組みを推進する。	
取組の内容	
◆ 定期訪問や監査等を活用し、幼稚園や保育所、認定こども園の現状や教育課程を把握・確認し、それぞれの園が実施している特色ある幼児教育・保育の取り組みを支援する。 ◆ 本市の現状に応じた乳幼児期の教育・保育の指針の策定を行い、教育・保育の質の向上を図る。 ◆ 策定した指針に基づき、市内の教育・保育施設への周知や研修等を実施する等、幼稚園・保育園・認定こども園と協力しながら乳幼児教育に取り組む。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 未就園児・不就学児等の人数（年長児童）：令和6年度2人、令和7年度2人、令和8年度1人、令和9年度1人、令和10年度0人（※令和5年度2人）	

⑤ 仕事と子育ての両立を支援する

取組番号	取組名
⑤-1	若い世代の結婚支援事業
取組の目的	
結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚しやすい環境づくりを推進する。	
取組の内容	
◆ 結婚と新生活のスタートに要する経費の一部を支援する。 ◆ 出会い応援団体や出会いイベント等に関する情報発信を行い、若い世代の結婚促進につなげる。 ◆ 県や他市町村と連携した出会いイベントを開催し、結婚支援の取り組みを推進する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 計画期間中の婚姻数：300件/年（※令和5年度176件）	

取組番号	取組名
⑤-2	母子保健に関するサービスの向上
取組の目的	
こどもや妊産婦の健康水準の向上を図る。	
取組の内容	
◆ 電子母子手帳を導入・利用促進することで、妊娠・子育てに必要となる情報に「気軽に・便利に」アクセスできる環境づくりを進める。 ◆ 市内の医療機関と協力し、予防接種時の予診票のデジタル化を進めることで、利便性の向上や接種期間の間違い事故防止の取り組みを推進する。 ◆ 保健活動の充実と早期課題発見につなげるため、保健指導の記録項目や支援内容の構造化・電子化を推進する。 ◆ デジタル技術の活用により、保健指導の情報共有や報告作業の時間を削減し、保健指導のデータを地域診断に活かすための取り組みを推進する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 母子手帳アプリによる予防接種デジタル予診票導入医療機関：令和10年度市内全4小児科で導入（※令和5年度導入小児科数0） ◆ 保健師等の全戸訪問時の聞き取り問診票の電子化導入：令和10年度：100%（※令和5年度0%）	

取組番号	取組名
⑤-3	子育て家庭・地域の子育て支援
取組の目的	
子育て家庭だけでなく、子育てを応援したいと思っている地域の人に対して学びの支援を行い、安心して子育てできる環境づくりを推進する。	
取組の内容	
◆ 子育て中の保護者や、子育て支援に関心があり子育てを応援したいと思っている地域の人を対象に、子育て支援講座を開催し、子育てに関する知識や情報を提供することで、安心して子育てができる環境づくりに取り組む。 ◆ 子育て中の保護者等の多様化・複雑化するニーズに対応するため、幅広い内容の講座を開催することで、学ぶ機会の充実を図る。 ◆ デジタル技術の活用により、外出の困難な人をはじめ、誰もがいつでも受講できるような学びの機会を提供し、地域全体の子育て力の向上を図る。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 子育て支援講座の参加者数：100人/年（※出生人数の1/3程度。【参考】出生人数：令和3年度394人、令和4年度389人、令和5年度323人）	

取組番号	取組名
⑤-4	保育所等の待機児童対策
取組の目的	
働く子育て中の世帯への支援施策として、幼児教育無償化と併せて、保育の受け皿整備を進め、待機児童の解消を図る。	
取組の内容	
◆ 保育士合同就職説明会を実施し、市内の保育所等への就職を促す。（オンライン説明会の推進） ◆ 保育補助者の活用を促し、保育士の離職防止を図る。 ◆ 奨学金返済支援補助金の利用促進を図るため、啓発・情報提供に取り組む。 ◆ 幼稚園における2歳児の預かりの利用促進を図る。 ◆ 教育・保育のニーズ量を把握し、きめ細やかな教育・保育のサービスを提案することで、保護者の安心・児童の安全を守り、待機児童の解消につなげる。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 年度当初から年度末までの待機児童（希望する園への入園が叶わなかった児童）の人数：令和6年度40人、令和7年度30人、令和8年度20人、令和9年度10人、令和10年度0人（※令和4年度40人）	

⑥ まちの中心に賑わいをつくり、持続可能なまちづくりを推進する

取組番号	取組名
⑥-1	中心市街地賑わいづくり推進事業
取組の目的	
市外に住む人や、今まで寄り付きのなかった新しい世代がまちづくりに参画しやすい環境を整備し、関係人口を増やすことでまちの賑わいづくりを推進する。	
取組の内容	
◆ 多世代交流スペース「ここっちゃん」を、地域の親子連れや高齢者、来街者等、様々な人が集う中心市街地の共有空間として活用する。 ◆ 活用可能な物件情報の集約や補助金制度の整備等、事業者が参入しやすい環境づくりを推進することで、中心市街地の空き店舗の解消を図る。 ◆ 商店街区域でイベント等をする際の手続きを簡素化する等、空間利用の規制緩和を検証するための社会実験を支援することにより、まちづくりに参画しやすい環境づくりを推進する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 多世代交流スペース「ここっちゃん」利用者数：令和10年度1,400人/月（※令和5年度1,012人/月） ◆ 活用が図られた中心市街地の遊休資産の件数：計画期間中10件	

取組番号	取組名
⑥-2	直方北九州自転車道の活用（レンタサイクル、広域イベントの開催等）
取組の目的	
令和元年11月に全線開通した直方北九州自転車道を活用し、まちなかに人を呼び込み、賑わいをつくる。	
取組の内容	
◆ 民間事業者等によるレンタサイクル（シェアサイクル）事業の導入を推進する。 ◆ 平成筑豊鉄道サイクルトレインを活用し、沿線自治体と連携した観光振興を推進する。 ◆ 直方北九州自転車道沿線自治体と連携し、直方北九州自転車道を活用した自転車走行イベントを開催する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 平成筑豊鉄道サイクルトレインを活用したツーリズムの参加者数：200人/年 ◆ 自転車走行イベントの参加者数：200人/年（※令和4年度163人）	

取組番号	取組名
⑥-3	文化・芸術を活用した地域活性化
取組の目的	
誰もが文化・芸術に触れ、親しむことができる豊かなまちづくりを推進し、まちの活性化を図る。	
取組の内容	
◆ 指定管理者と連携し、文化・芸術に触れ、親しむ機会と活動の場を充実させる。（音楽・演劇のアウトリーチ事業、子どものための美術館事業、等の実施） ◆ 文化団体の育成や活動を支援し、市民の文化・芸術活動の活性化を推進する。 ◆ 文化財の保存整備を推進し、まちの資源として活用することで、郷土の歴史・文化を学ぶ機会を充実させる。 ◆ デジタル技術を活用し、年齢や障がいの有無等を問わず、誰もが文化・芸術に親しむことができる機会づくりを推進する。 ◆ 高取焼発祥の地である本市の陶芸文化を後世に伝えるため、歴史・文化を学ぶ機会を充実させる。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 文化5施設（ユメニティのおがた、直方市立図書館、直方市美術館（本館・別館）、直方歳時館、直方市石炭記念館）の利用者数：150,000人/年（※令和5年度171,911人） ◆ バーチャルミュージアムの閲覧数：20,000回/年（※令和5年度10,955回） ◆ 高取焼のイベントの参加者数：200人/年	

取組番号	取組名
⑥-4	「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりの推進
取組の目的	
「直方市立地適正化計画」に基づき、集約型都市構造（「中心拠点と副拠点・生活拠点が連携し、多様な交流が育まれる地域中心都市」）を実現する。	
取組の内容	
◆ 中心拠点への都市機能の集積と居住の推進による拠点性の向上を図る。 ◆ 公共交通による各拠点間、拠点と地域のネットワークの形成につながる取り組みを推進する。 ◆ キャッシュレス決済の導入や情報（GTFSデータ）のオープン化の推進等、デジタル技術の活用により公共交通の利便性の向上を図る。 ◆ 公共施設の再整備や適正配置等、市民生活の利便性向上につながる都市サービス空間の形成につながる取り組みを推進する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 居住誘導区域の人口密度：令和6年度：44.3人/ha、令和7年度：44.0人/ha、令和8年度：43.8人/ha、令和9年度：43.5人/ha、令和10年度：43.2人/ha（※令和5年度44.2/ha）	

取組番号	取組名
⑥-5	空き家の適正管理と利活用の促進
取組の目的	
空き家の適正管理と利活用を促進することにより、安全・安心なまちづくりを推進し、まちの活性化を図る。	
取組の内容	
◆ 市民生活、地域の安全に支障のある危険家屋を把握し、物件の除去等、必要となる支援を行う。 ◆ 空き家バンクの活用やリノベーション等により、空き家物件の円滑な流通・マッチングを推進する。 ◆ 移住・定住者の住宅取得費の一部を補助し、優良な空き家の活用を図る。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 補助事業を活用して空き家の流通を促進した件数：20件/年	

取組番号	取組名
⑥-6	カーボンニュートラルの推進
取組の目的	
専門的知見を有する企業や大学等と連携し、ソフト・ハード両面からカーボンニュートラルの達成に向けた取り組みを推進する。	
取組の内容	
◆ 公共施設に再生可能エネルギーを導入する。 ◆ 地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入に向けた調査研究を実施する。 ◆ 市民や企業等、様々な主体で取り組む「まち全体でのカーボンニュートラルの実現」に向けて、情報の提供や必要な支援を行う。 ◆ 市内の小中学生や高校生を対象とした環境教育・環境サミットを開催する。 ◆ 企業のCO₂排出削減に関する取り組みを支援する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 環境サミットの参加者数：令和10年度100人 ◆ 公共施設における再生可能エネルギーの導入量：令和9年度2,942Kw	

取組番号	取組名
⑥-7	地方創生SDGsの推進
取組の目的	
市民・企業・団体のSDGsへの取り組みを「見える化」し、取り組み主体間の交流を促進していくことで、地域が抱える課題を解決する。	
取組の内容	
◆ SDGsの普及・啓発に向けた広報活動やイベントを実施する。（市報、HP、各種SNS、イベント等） ◆ SDGsに取り組む企業・団体を支援する「のおがたSDGs推進パートナー」の登録者数を増加させる。 ◆ パートナーの交流会を実施し、マッチングの機会を創出する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ SDGs推進パートナーと連携して取り組みを行った件数：計画期間中5件（※令和5年度2件） ◆ SNS登録者数の増加：50人/年 ◆ SDGsフェスタへの企業・団体の参加者数：50件（計画期間中のべ参加者数）（※令和5年度15件）	

⑦ 多様な主体が活躍できるまちづくりを推進する

取組番号	取組名
⑦-1	働く外国人の活躍支援
取組の目的	
増加傾向にある外国人居住者への支援施策を通して、外国人が活躍できる地域環境をつくる。	
取組の内容	
◆ 移住者や技能実習生等、多様な目的で本市に在住する外国人居住者に対して、日本語や本市の地域文化・生活様式等を学ぶ場・機会を提供する。 ◆ デジタルを活用して多言語に対応した情報発信を行い、安心して生活できるように支援する。 ◆ 技能実習生等との交流イベントを実施することで、働く場としての市内産業の魅力発信を行う。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 日本語教室の参加者数：60人/年（※令和5年度36人） ◆ 技能実習生等との交流イベントの参加者数：40人/年（※令和5年度28人）	

取組番号	取組名
⑦-2	障がいのある方の地域生活支援事業
取組の目的	
障がいのある方が安心して自立した生活を送ることができる地域をつくる。	
取組の内容	
◆ SNSでの情報発信やオンライン手続等、デジタル技術を活用して、障がいのある方にも情報が正確・適切なタイミングで届き、必要な手続きがいつでも・どこからでもできるようにする。 ◆ 障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、就労の定着と継続を支援する。 ◆ 在宅で医療的ケアを必要とする障がいのある方を対象に、災害時安全避難に備えた予備バッテリーの購入促進等、啓発活動を推進する。 ◆ 「デジタル障がい者手帳（福岡県ミライID）」を導入して、障がい者手帳を持つ方の利便性を高める。 ◆ 移動に困難や不安を抱える人への支援を行い、障がいのある方の社会参加を促す。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 一般就労につながった就労支援サービスの利用者数：10人/年（※令和5年度10人） ◆ デジタル障がい者手帳の導入促進：令和7年度に公共施設の使用料割引制度の実施 ◆ 福祉タクシー券のオンライン申請率：令和6年度 25%、令和7年度 27%、令和8年度 30%、令和9年度 32%、令和10年度 35%（※令和5年度21.6%）	

取組番号	取組名
⑦-3	高齢者の社会参加活性化への支援
取組の目的	
高齢者の社会参加を活性化することにより、いつまでも元気に暮らせる地域をつくる。	
取組の内容	
◆ シニアクラブの活動に関する情報を積極的に提供し、元気サロン等を有効活用した活動の展開を支援する。 ◆ 継続した広報活動等を通して、地域のシニアクラブやシルバー人材センターの活動を支援する。 ◆ シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労に関する相談会を支援する。 ◆ のおがた元気ポイント事業を推進し、高齢者の健康づくりや介護予防を促進する。 ◆ デジタルデバйд（情報弱者）の解消に向けて、スマートフォン初心者講座を開催する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ シニアクラブ年間活動のべ人員：令和6年度1,900人、令和7年度1,950人、令和8年度2,000人、令和9年度2,050人、令和10年度2,100人 ◆ のおがた元気ポイント事業登録団体数及び登録人数：令和6年度280団体3,200人、令和7年度290団体3,350人、令和8年度300団体3,500人、令和9年度310団体3,600人、令和10年度320団体3,700人	

⑧ 市民の健幸と暮らしの質を向上させ、安全・安心なまちづくりを推進する

取組番号	取組名
⑧-1	市民や地域が主体の健康づくりの推進
取組の目的	
市民の健康に対する意識を高め、健康寿命の延伸と所得による健康格差を縮小する。	
取組の内容	
◆ 保健福祉センター（仮称）を拠点に、市民の健康維持につながる保健サービスを充実させる。 ◆ 個人の健康・医療・介護情報を一元管理する「パーソナルヘルスレコード」の整備・活用を推進する。 ◆ デジタルツールによる健康関連情報の提供やオンラインによる健康相談を実施する。 ◆ 歩数等を計測・記録する健康アプリを活用し、健康活動にインセンティブを付与するポイント事業を実施して、市民の健康に対する意識を高める。 ◆ 「医学的処方」だけでなく、「文化的処方」により市民の健康づくりを推進する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 福岡県健康アプリ登録者数：令和6年度700人、令和7年度800人、令和8年度900人、令和9年度1,000人、令和10年度1,100人（※令和5年度637人） ◆ 健康寿命（平均自立期間）：令和6年度：男性79.7歳・女性84.5歳、令和7年度：男性79.8歳・女性84.6歳、令和8年度：男性79.9歳・女性84.7歳、令和9年度：男性80.0歳・女性84.8歳、令和10年度：男性80.1歳・女性84.9歳（※令和5年4月時点男性79.6歳、女性84.4歳）	

取組番号	取組名
⑧-2	公民学連携による健康づくりの推進
取組の目的	
健康・医療分野の専門的知識を有する大学や民間企業と連携し、市民の健康づくり面における課題を把握し、解決につなげる。	
取組の内容	
◆ 教育研究機関である大学と連携し、市が保有する健康に関するデータの分析を行い、合理的な根拠（エビデンス）に基づく健康増進施策を推進する。 ◆ 民間事業者が保有する知的・人的資源を活用し、既存事業の改革や新たなサービスの創出等の展開を図る。 ◆ データやデジタル技術を活用し、市民の健康分野における行動変容を促す施策を実施する。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ データやデジタル技術を活用し、公民学が連携して実施する健康推進事業の数：計画期間中3件	

取組番号	取組名
⑧-3	地域防災力の充実・強化
取組の目的	
近年、多発化・激甚化している自然災害への対応力を高め、安全・安心なまちをつくる。	
取組の内容	
◆ 自主防災組織の市全域での設立と出前講座・実地訓練等の活動支援を行う。 ◆ デジタル技術を有効活用し、避難所の開設状況、道路の規制状況、発災現場の現況やライフラインの状況等について、関係機関や市民と情報共有を図る。 ◆ 「市公式LINE」や「つながる直方」の登録・利用を促進し、災害本部設置後の避難情報に関して、SNS等を活用しながら適宜情報発信を行う。 ◆ 居住誘導区域内の災害リスクの低減・回避に向け、防災指針を定める。	
重要業績評価指標（KPI）	
◆ 自治区公民館組織等地域コミュニティでの防災学習・訓練の参加者数：400人/年 ◆ 市HP（防災関連ページ）の閲覧数：令和10年度 27,000回（※令和4年度13,609回）	

5. 「具体的な取り組み」とSDGsの関係について

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に引き続き、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においても、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、SDGsのターゲットと各取り組みを関連付け、取り組みを推進していきます。

（持続可能な開発目標：SDGsの17のゴール）



目標1（貧困）
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2（飢餓）
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3（保健）
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4（教育）
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



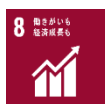
目標5（ジェンダー）
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標6（水・衛生）
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7（エネルギー）
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8（経済成長と雇用）
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9（インフラ、産業化、イノベーション）
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10（不平等）
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11（持続可能な都市）
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12（持続可能な消費と生産）
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13（気候変動）
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14（海洋資源）
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15（陸上資源）
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16（平和）
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17（実施手段）
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

取組 番号	具体的な取り組み	1 貧困を なくそう	2 気候を 守ろう	3 持続可能な 消費と生産	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう
①-1	市の農産物のブランド化		★			
①-2	持続可能な農業の実現に向けたスマート農業の推進		★			
①-3	市内企業の新たな価値の創出に向けた経営力・事業戦略の強化					
①-4	持続的な企業成長に向けた人材の確保・育成					
①-5	市内企業の事業継続に関する基盤整備					
①-6	企業が保有する技術力強化とイノベーションの推進					
②-1	未来のデジタル人材育成事業				★	
②-2	「これからの授業」の実践				★	
②-3	児童生徒の学力向上				★	
②-4	食育の推進		★	★	★	
②-5	生涯学習活動の促進				★	
③-1	U・I・Jターンや若者の市内定着促進					
③-2	近隣都市との連携の強化					
③-3	デジタル技術を活用した観光まちづくり					
③-4	伝える・つながる情報の発信					
④-1	家庭教育支援			★		
④-2	幼児教育・保育の推進			★	★	
⑤-1	若い世代の結婚支援事業					★
⑤-2	母子保健に関するサービスの向上			★		
⑤-3	子育て家庭・地域の子育て支援			★		
⑤-4	保育所等の待機児童対策					★
⑥-1	中心市街地賑わいづくり推進事業					
⑥-2	直方北九州自転車道の活用（レンタサイクル、広域イベントの開催等）					
⑥-3	文化・芸術を活用した地域活性化				★	
⑥-4	「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりの推進					
⑥-5	空き家の適正管理と利活用の促進					
⑥-6	カーボンニュートラルの推進			★		
⑥-7	地方創生SDGsの推進					
⑦-1	働く外国人の活躍支援					
⑦-2	障がいのある方の地域生活支援事業			★		
⑦-3	高齢者の社会参加活性化への支援			★		
⑧-1	市民や地域が主体の健康づくりの推進			★		
⑧-2	公民学連携による健康づくりの推進			★		
⑧-3	地域防災力の充実・強化			★		

取組 番号	6 未来産業・人材 振興策	7 2024年～2026年度 重点施策	8 働きがいも 豊かさを 実現	9 産業・観光・環境 の連携	10 4つの重点 施策	11 都市・農村 の連携	12 持続可能な 社会	13 環境・文化・ 観光の連携	14 未来産業・ 人材	15 未来産業・ 人材	16 未来産業・ 人材	17 未来産業・ 人材
①-1			★									
①-2			★									
①-3			★	★								
①-4			★	★								
①-5			★	★								
①-6			★	★								
②-1												
②-2												
②-3												
②-4												
②-5												
③-1						★						★
③-2						★						★
③-3			★			★	★					★
③-4			★									★
④-1												
④-2						★						
⑤-1												
⑤-2						★						
⑤-3						★						
⑤-4			★									
⑥-1				★		★						
⑥-2						★						
⑥-3						★						
⑥-4						★						
⑥-5						★						
⑥-6		★		★			★	★				
⑥-7												★
⑦-1					★							★
⑦-2					★							
⑦-3					★							
⑧-1					★							
⑧-2												
⑧-3						★		★				

第3章 デジタル田園都市国家構想総合戦略の実現に向けて

1. 庁内の推進体制と検証体制

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、取り組みの着実な推進を図るため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び部長級職員で構成する「直方市デジタル田園都市国家構想推進本部」において、指標や取り組みの進捗管理を行うことにより、政策分野を横断した共通認識を形成し、全庁を挙げた取り組みを展開していきます。

また、戦略を推進する上で必要となる検証については、外部有識者等で構成する検証機関を設置し、戦略の推進にあたっての意見聴取を行うと同時に、戦略の達成度の検証を進め、広く公表していきます。

2. PDCAサイクルの構築

総合戦略では、4つの基本目標それぞれに「数値目標」を掲げるとともに、具体的な取り組み毎に「KPI（重要業績評価指標）」を設定しています。

戦略の実施にあたっては、これらの指標の達成状況や取り組みの進捗状況等を適切に把握・検証し、改善を行う仕組み（PDCAサイクル）を構築します。

戦略の内容は、具体的な取り組みの見直しや新規の取り組み等、検証結果に基づき、必要に応じた改定を行っていきます。

3. 客観的データの活用

「地域経済分析システム（RESAS）」や各種統計調査の結果等、客観的なデータの分析に基づき、地域の現状や課題を把握し、戦略の評価・検証等、根拠に基づいた施策の立案（EBPM）を推進していきます。

4. 戦略推進のための財源の確保

戦略の推進にあたっては、国のデジタル田園都市国家構想交付金等を積極的に活用するとともに、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による民間資金の活用等、広く必要な財源の確保に取り組んでいきます。

5. 実現に向けた方向性（行政内部のDX推進の意義）

目指す将来のまちの姿（「人と人をつなぎ、地域と地域をつなぎ、デジタルの力を使って、魅力的で未来へとつないでいくことができる持続可能なまち」）を実現していくためには、住民の利便性の向上や地域企業への様々な支援等、より直接的で、質の高い行政サービスを拡充していくことが求められます。

一方で、人口減少が進行する中であって、市役所の資源（人や財源）には限りがあり、限られた資源を効果的に投入するためには、今後、行政内部の仕事そのものやそのあり方について、大きな変革が求められます。（具体的には、事務作業等、バックオフィス業務に多くの資源を割く現状をあらため、目指すまちの姿に直結する政策を立案し、サービスを行っていく業務に、少しでも多くの資源を割り当てていく取り組みが求められます。）

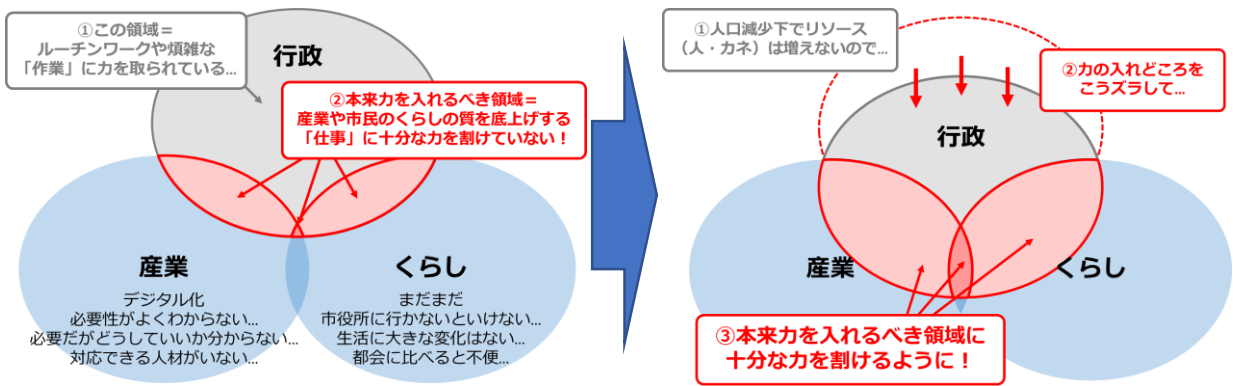
そこで、「直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略」と、それにより「目指すまちの姿」の実現に向けては、行政内部の変革（DX：デジタルトランスフォーメーション）の方向性を次のとおり設定し、取り組みを推進していきます。

【共有する方向性】

◆ 「行政が行う力の入れどころ」を変えることにより、「行政サービスのモデルの転換」を目指す。

- ① デジタルの力を活用してバックオフィス業務の効率化・合理化を徹底し、質の高い行政サービスの実現に寄与する投資資源を生み出していく。
- ② 生み出した資源は、市民のくらしの向上（便利さ）や産業のデジタル化（市民所得の向上）に直結する業務に充てていき、Well-beingな地域を創生していく。

（図：「行政サービスのモデルの転換」のイメージ）



附錄・資料

1. 直方市デジタル田園都市国家構想推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人口減少社会の到来を踏まえ、人口減少等の課題に対して、市内の各部課が一体となって取り組み、人口減少に歯止めをかけ、自律的で持続的な社会を創生するため、直方市デジタル田園都市国家構想推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。))第1条に規定する「まち・ひと・しごと創生」をいう。以下同じ。に関する施策の調整及び決定に関すること。
- (2) 法第10条に規定する総合戦略の策定及び実施の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、総合政策部長、市民部長、産業建設部長、議会事務局長、上下水道・環境部長、教育部長及び消防長をもって充てる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に定める者のほか、市職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、推進本部以外の者に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 本部長は、必要と認める場合は、第2条の所掌事項について、調査及び検討をするため、推進本部の下に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の事務局は、政策担当課で行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年1月15日から適用する。

附 則(平成30年2月9日告示第24号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月18日告示第109号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年2月3日告示第19号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年8月1日告示第181号)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

2. 直方市デジタルトランスフォーメーション(DX)推進本部設置要綱

(設置)

第1条 直方市におけるデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、直方市デジタルトランスフォーメーション推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) DXに係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- (2) DXに係る施策の総合調整に関すること。
- (3) 直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に関すること。
- (4) その他行政及び地域の情報化に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員及びデジタルトランスフォーメーション推進アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、総合政策部長、市民部長、産業建設部長、上下水道・環境部長、議会事務局長、教育部長及び消防長をもって充てる。

4 アドバイザーは、DXの推進に必要となる高度な専門的知見を有する有識者で、本部長が指名する者をもって充てる。

(最高情報責任者等)

第4条 本部長は、最高情報責任者(以下「CIO」という。)として本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 アドバイザーは、最高情報責任者補佐官(CIO補佐官)として、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、本部以外の者に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 本部長は、必要と認める場合は、第2条の所掌事項について調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部に事務局を設置する。

2 事務局長は、企画経営課長をもって充てる。

3 事務局員は、DX推進係長、企画経営係長、行政改革担当、秘書広報係長、情報管理係長、人事研修係長、商業観光係長、工業振興係長、産業イノベーション推進係長をもって充てる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第63号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第100号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 令和5年度に限り、第2条の所掌事項に、直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定に関することを加える。

附 則(令和6年4月1日告示第89号)

この告示は、公布の日から施行する。

3. 直方市総合戦略検証委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、直方市附属機関設置条例(平成28年直方市条例第30号)第4条の規定に基づき、直方市総合戦略検証委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について審議し、市長に報告する。

- (1) 直方市総合戦略に掲げる具体的施策の検証及び見直しに関すること。
- (2) 直方市総合戦略の見直しに関すること。

(組織及び構成)

第3条 委員会の委員は、15名以内とし市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は防げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(資料等の提出)

第7条 委員会は、審議に必要な資料及び説明を市長及び教育長に求めることができる。

(会議録)

第8条 委員長は、要領筆記によって記載した会議録を作成し、保管させるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年7月19日規則第23号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

4. 検討経緯

■ 推進本部会議

回	開催年月日	議題
第1回	令和5年4月18日	・デジタル田園都市国家構想総合戦略策定体制について ・策定方針について ・今後の予定と年間スケジュールについて
第2回	令和5年8月7日	・5.22検証委員会に関する報告 ・目指すべき将来像・ビジョンについて ・基本目標・施策の方向性について
第3回	令和5年9月15日	・8.21検証委員会に関する報告 ・目指すべき将来像・ビジョンについて ・基本目標・施策の方向性について
第4回	令和6年5月14日	・第3回本部会議後の内容修正について（説明） ・基本目標の数値目標・個別の取り組みについて ・その他の改定部分について ・パブリックコメントの実施に向けた最終意見聴取
第5回	令和6年9月17日	・デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定作業の進捗状況（報告）

■ 検証委員会

回	開催年月日	議題
第1回	令和5年5月22日	・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証について ・デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定について
第2回	令和5年8月21日	・デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定作業の進捗状況（報告） ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（案）の内容について（説明・意見聴取）
第3回	令和6年5月20日	・デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定作業の進捗状況（報告） ・パブリックコメントの実施に向けた最終意見聴取
第4回	令和6年8月27日	・デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定作業の進捗状況（報告）

5. 総合戦略検証委員会 委員名簿

所属	役職	氏名（敬称略）
株式会社石橋製作所	代表取締役	石橋 和彦
デロイトトーマツコンサルティング合同会社	執行役員	古高 大輔
九州経済産業局	地域経済課（地域創生担当）課長補佐	志方 秀明（令和5年7月まで） 吉山 英也（令和5年8月より）
福岡教育大学教育学部	教授	植村 善太郎
北九州市立大学	副学長	内田 晃
福岡銀行直方支店	副支店長	小川 真吾
直方公共職業安定所	次長	永山 美紀
西日本新聞社直方支局	支局長	安部 裕視（令和6年3月まで） 吉丸 宣孝（令和6年4月より）

6. 第1期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略 具体的施策一覧表

施策 番号	施策名	施策 番号	施策名
1-1	直方版移住パッケージの展開	3-3	子育て世帯包括支援センター事業
1-2	住宅取得の支援	3-4	子育て支援員配置事業
1-3	“しごとと暮らす”事業	3-5	子育てママの交流機会の創出・ネットワーク化の支援
1-4	直方版シティプロモーションの展開	3-6	子育て情報発信推進事業
1-5	まちなか居住の推進 (立地適正化計画の策定)	4-1	人材を育成する保幼小中高連携事業の推進
1-6	道路・橋梁・公園等都市施設長寿命化 計画の策定	4-2	国際交流を通じた学びの意欲向上
1-7	アセットマネジメントによる公共施設の適 正配置	4-3	小中連携事業の推進
1-8	コミュニティバスの充実・バス路線維持事 業	4-4	地域と連携し学びを育む「放課後学習」の 実施
1-9	幹線道路の整備によるネットワークの強化	4-5	給付型の奨学金制度の運用
1-10	近隣都市との連携の強化	4-6	夢に向かって挑戦できる人材の育成
2-1	まちなかウォーキングルートの構築	4-7	伝統芸能に触れ、学びの意欲を高める体験 学習の推進
2-2	健康づくり拠点の整備	4-8	地域の文化遺産を活用した教育の推進
2-3	のがた元気ポイント事業の推進	4-10	自然資産を活かした体験型の教育の推進
2-4	生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進	4-11	Society5.0を見据えたICT教育の推進
2-5	がんの発症予防と早期発見の推進	5-1	女性のチャレンジ（就職・復職）支援
2-6	食を通じたまちづくりの推進	5-2	女性が気軽にできる創業・働き方支援
3-1	多子世帯における第二子保育料の無料化	5-3	“直方マルシェ”の開催
3-2	ファミリー・サポート事業の充実	5-4	女性の就農支援

施策 番号	施策名	施策 番号	施策名
5-5	女性マーケティング部隊の設立	6-13	市内事業所の見学会開催
5-6	女性が働きやすい環境づくり支援	6-14	“働く”をテーマにした展示会の開催
5-7	高齢者の就労支援	6-15	市内事業所のPRの実施
5-8	介護予防・生活支援に応える高齢者人材の支援	6-16	戦略的な企業PR手法の確立
5-9	福岡県70歳現役応援センターとの連携	6-17	外国人材育成施策の実施
6-1	直鞍産業振興センターを活用した市内産業の情報拠点化	7-1	歴史・文化資料の再評価
6-2	中小企業大学校直方校と連携した「ザ・直方デイ」の開催	7-2	歴史・文化のデジタルアーカイブ化
6-3	商店版リフォーム事業【施策変更】	7-3	直方レトロタウン整備事業
6-3	リノベーションまち・ひとづくり	7-4	石炭記念館・訓練坑道整備事業
6-4	直方市空き店舗対策事業補助	7-5	まちなか文庫（まちなか図書館）の展開
6-5	直方市創業支援事業	7-6	歴史のまちあるき
6-6	企業立地奨励金を活用した企業誘致の促進	7-7	デジタルまちあるき
6-7	ものづくりとのコラボレーションによる付加価値の創造	7-8	直方市空き店舗活用交流促進事業
6-8	新規就農者育成事業	7-9	観光交流センター整備事業
6-9	担い手経営力強化事業	7-10	遠賀川を活用した賑わいづくり
6-10	農業基盤保全事業	7-11	直方・鞍手圏域広域連携推進事業
6-11	直方市農産物ブランド化推進事業	7-12	筑豊圏域広域連携推進事業
6-12	産業人材育成事業	7-13	直方・鞍手・宗像広域連携事業

7. 第1期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みに関する成果と課題

(※「▶」印部分は、数値目標に対する成果を示しています。)

＜基本目標 1＞ 住みたくなるまちの創造 ～こどもの笑顔がみえるまち～

概要

主に、まちなか居住の推進（立地適正化計画の策定）、近隣都市との連携の強化、のおがた元気ポイント事業の推進、多子世帯における第二子保育料の無料化、給付型の奨学金制度の運用等、32施策に取り組みました。

数値目標・成果

数値目標 1 転入人口：2,186人（平成26年度）→2,500人（平成31年度）

▶ 転入人口：2,285人（令和元年度）

数値目標 2 平成31年度：30代・40代の社会移動が転入超過に転じる

▶ 令和元年度転入超過（転入689人、転出678人）

数値目標 3 合計特殊出生率：1.71（平成24年度）→1.83（平成31年度）

▶ 合計特殊出生率：1.69（令和元年度）

＜基本目標 2＞ 働きたくなるまちの創造 ～多様な働き方が選べるまち～

概要

主に、女性が気軽にできる創業・働き方支援、高齢者の就労支援、直鞍産業振興センターを活用した市内産業の情報拠点化、農業基盤保全事業、市内事業所の見学会開催等、26施策に取り組みました。

数値目標・成果

数値目標 1 女性の就業率向上（15歳～64歳の労働力人口）：

62.9%（平成22年）→70%（平成32年）

▶ 57.5%（令和2年度）

数値目標 2 高齢者の就業率：25.1%（平成22年）→30%（平成32年）

▶ 16.5%（令和2年度）

数値目標 3 起業・創業件数：新規事業者5件/年（平成31年度）

▶ 48件/年（平成30年度「直方市創業支援等事業計画に基づく実績報告」より、件数は延べ数）

数値目標 4 市内高校の就職希望者における市内就職者数の割合の増加（市内就職率）：

19.5%（平成26年度）→30%（平成31年度）

▶ 市内4校の就職希望者における市内就職者数の割合：19.9%（令和元年度）

＜基本目標 3＞ 誇りあるまちの創造 ～次世代へ受け継いでいくまち～

概要

主に、歴史・文化資料の再評価、歴史・文化のデジタルアーカイブ化、石炭記念館・訓練坑道整備事業、デジタルまちあるき、遠賀川を活用した賑わいづくり等、13施策に取り組みました。

数値目標・成果

数値目標 1 滞在人口合計（RESAS（From-to分析））：

46,792人（平成27年度の平日及び休日の14時（コアタイム）の平均）→54,158人（平成31年度）

▶ 46,158人（令和元年6月の平日及び休日の14時の平均）

数値目標 2 市民意識調査の満足度（文化振興の満足度）：

0.14（平成26年度）→0.4（平成31年度）

▶ 0.14（令和元年度）

数値目標 3 市民意識調査の満足度（観光振興の満足度）：

▲0.29（平成26年度）→0.1（平成31年度）

▶ ▲0.07（令和元年度）

第1期総合戦略を終えての課題（第2期総合戦略に向けての改善点）

- ◆ 具体的な施策数が71と多く、取り組むことのできないものも見られた。また、施策数の多さが、施策検証に支障をきたす側面も見られた。より効果が高い施策、より実現可能性が高い施策を選抜するとともに、類似事業をまとめることで施策数を絞り、事業検証の効率化を図ることが必要。
- ◆ 各施策の内容記述が詳細過ぎた。施策の内容を包摂的なものとすることで、各事業実施の柔軟性を高め、推進交付金の活用等、各事業の実施をより円滑に進めるべき。
- ◆ 第2期総合戦略では、各施策に対する「目的事項」を追加し、施策実施にあたっての目的意識の明確化を図ることが必要。また、KPIについても、目的の達成に資するものであるか、十分な吟味を行う必要がある。
- ◆ 各施策は、原則、第6次直方市総合計画に掲げる基本計画において、重点的な取り組みが必要とされる施策との関連性が高いものとするべき。総合計画との一層の整合性を確保し、施策の重点化を行うことで、総合戦略・総合計画双方の効果的な達成を図るべき。

8. 第1期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略 KPI（重要業績評価指標）達成状況

施策番号	KPIの内容	KPIから見た達成状況（実績）			
		H28	H29	H30	R1
1-1	移住世帯数：30件/年	-	-	-	-
1-2	住宅取得補助制度の利用件数：30件/年	未着手	未着手	未着手	未着手
1-3	中心市街地エリアの定住人口増加：10人（令和元年度まで）	未着手	未着手	未着手	未着手
1-4	直方市HPユーザー数：430,000件/年	392,248件	410,496件	548,703件	388,588件
1-5	立地適正化計画の策定（H31年度まで）	-	-	-	達成
1-6	インフラの維持管理コストの市負担分：10%削減	-	-	-	-
1-7	インフラボリューム：10%削減	-	-	-	-
1-8	コミュニティバス利用者数：現状維持 基準値：41,163人（H27年度）	40,216人	38,258人	43,669人	43,144人
1-9	幹線道路の整備	-	-	-	-
1-10	近隣都市との連携事業数：5事業/年	5	5	5	5
2-1	中心市街地の歩行者・自転車通行量：現状維持 4,680人/日（平成26年度）→4,680人/日（令和元年度）	4,680人	4,059人	4,125人	5,100人
2-2	健康づくり拠点の整備（H31年度まで）	未着手	未着手	未着手	未着手
2-3	のおがた元気ポイント登録者数： 1,806人（平成26年度）→3,000人（令和元年度）	2,523人	2,613人	2,749人	2,933人
2-4	特定健康診査の受診率：60%（上段） 特定保健指導の実施率：60%（下段）	27.7% 32.0%	29.9% 48.5%	35.2% 43.2%	34.2% 33.5%
2-5	がん検診受診率50%（上段） がんでの死亡者数10人減（下段）	9.5% 8人減	8.6% 17人減	8.8% 39人減	9.4% 19人減
2-6	食育イベントの開催：2件/年	1件	4件	4件	4件
3-1	市民意識調査における「子育てしやすいまち」と評価する市民の割合：37.7%（平成26年度）→40%（令和元年度）	-	-	-	35.4%
3-2	ファミリーサポート事業利用件数：300件/年	達成	達成	達成	139件
3-3	妊娠期から乳幼児期を通じた親子の健康づくりの支援」の満足度：40%（H26年3月39.2%）	-	-	-	35.4%
3-4	保育所利用定員増加：3%増	-	-	-	-
3-5	子育て世代の支援場所の新規設置数：1カ所	未着手	未着手	未着手	1カ所
3-6	市民意識調査における「子育てしやすいまち」と評価する市民の割合：37.7%（平成26年度）→40%（令和元年度）	-	-	-	33.5%
4-1	保・幼・小・中・高の連携交流の実施	実施	実施	実施	実施
4-2	子どもたちの国際交流の実施	実施	実施	実施	実施

施策 番号	KPIの内容	KPIから見た達成状況（実績）			
		H28	H29	H30	R1
4-3	不登校児童生徒の出現率： 2.8%（平成26年度）→2.0%以下（平成31年度）	2.00%	2.35%	2.25%	2.44%
4-4	平日・休日での家庭学習0時間の児童生徒数： 10%以下	-	-	-	-
4-5	給付型奨学金の給付：15名/年	10名	15名	15名	14名
4-6	一流の人材・文化と触れる機会の創出	実施	実施	実施	実施
4-7	伝統芸能に取り組む小学校の事業の継続	実施	実施	実施	実施
4-8	各学年1つ以上の地域の文化遺産を教材としたカリキュラムを 実施	未達成	未達成	未達成	未達成
4-10	市民団体との連携による体験型教育の実施	実施	実施	実施	実施
4-11	ICT・プログラミング教室への参加者数：20人/年	-	-	-	-
5-1	「子育て女性就職相談」の参加者：35名/年	未達成	45名	28名	15名
5-2	女性の創業・企業に関する講座等の参加者：20名	8名	6名	-	29名
5-3	市内マルシェ参加者数：300人/年	未着手	300人	155人	未着手
5-4	新規就農した女性数：5人（令和元年度まで）	未達成	未達成	未達成	未達成
5-5	マーケティング部隊の立ち上げ、民間による運営	未達成	未達成	未達成	未達成
5-6	ネットワーク人数：30名（令和元年度まで）	-	-	-	6名
5-7	契約高：前年度比増加（上段） 会員数：前年度比増加（下段）	0.4ポイント減 3.4ポイント増	2.6ポイント増 0.6ポイント増	0.2ポイント増 0.9ポイント増	8.8ポイント増 1.1ポイント増
5-8	介護予防事業の実施・実現	実施	実施	実施	実施
5-9	高齢者の就業率増加	-	-	-	-
6-1	市内中小企業ポータルサイトの登録業者数：120件	-	-	-	17件
6-2	「ザ・直方デイ」市内事業者参加数：100人	85名	30人	42名	43件
6-3	新規創業の件数：3件/年	3件	2件	0件	2件
6-3	リノベーション物件での創業：2件/年 リノベーションスクールの参加人数：20人/年	-	-	-	-
6-4	空き店舗対策事業補助金交付件数：10店舗/年 ※H28年度で事業中止	3店舗	-	-	-
6-5	創業者数：5件/年	34件	53件	39件	46件
6-6	新規雇用：20名/年	26名	92名	21名	29名

施策 番号	KPIの内容	KPIから見た達成状況（実績）			
		H28	H29	H30	R1
6-7	ものづくりにおける異業種間の新規コラボレーション数：3件/年	0件	0件	17件	8件
6-8	新規就農者数：10人（令和元年度まで）	5人	0人	0人	0人
6-9	新規集落営農法人設立数：2件（令和元年度まで）	1件	0件	1件	0件
6-10	新規有害鳥獣捕獲従事者数：10人（令和元年度まで）	9人	1人	4人	3人
6-11	市内農産物直売所の売上高：6%増加（令和元年度：平成26年度比）	14.1%増	15.2%増	15%増	14%増
6-12	産業人材育成研修の受講者数：10社・10名/年	3社・9名	4社・9名	5社・6名	6社・9名
6-13	事業所見学参加人数：1,000人/年	未着手	156人	208名	396人
6-14	「働く」をテーマにした展示会の来館者数：500人/年（令和元年度までに達成）	未着手	未着手	208人	未着手
6-15	市内事業所のPR会での参加事業者数：50社/年	未着手	未着手	未着手	22社
6-16	市内企業セミナー開催件数：3件/年	未着手	未着手	未着手	1件
6-17	日本語教室開催回数：50回/年 教室平均参加者数：10人/回	-	-	-	-
7-1	市民意識調査の満足度：文化振興の満足度：0.14（平成26年度）→0.4（令和元年度）	-	-	-	0.14
7-2	市民意識調査の満足度：文化振興の満足度：0.14（平成26年度）→0.4（令和元年度）	-	-	-	0.14
7-3	中心市街地の歩行者・自転車通行量：現状維持 4,680人/日（平成26年度）→4,680人/日（令和元年度）	4,680人	4,059人	4,125人	3,512人
7-4	石炭記念館来館者数：7,768人（平成26年度）→12,000人（令和元年度）	10,617人	9,083人	9,125人	7,570人
7-5	まちなか文庫利用者数：10,000人/年	未達成	未達成	未達成	未達成
7-6	まちあるき参加者：1,000人/年	92人	104人	77人	118人
7-7	バーチャルミュージアム閲覧者数：10,000人/年	-	6,058人	6,080人	7,991人
7-8	空き店舗活用交流促進事業の実施件数：2件/年	未実施	未実施	未実施	未実施
7-9	交流人口（日帰り）：1,500人増/年	未着手	未着手	未着手	未着手
7-10	民間利用者による遠賀川を活用したイベント数：15件/年	14件	15件	22件	33件
7-11	広域連携イベント時の来訪者数：1,500人/年	1,375人	1,076人	1,081人	534人
7-12	都市圏でのPRイベント来場者数：10,000人/年	10,000人	10,000人	-	14,000人
7-13	広域連携イベントによる販売額：前年度比増加	未達成	増加	-	増加

9. 第2期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略 具体的施策一覧表

施策番号	施策名	施策番号	施策名
①-1	市の農産物のブランド化	⑥-3	「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりの推進
①-2	持続可能な農業の実現	⑥-4	空き家の適正管理と利活用の促進
①-3	中心市街地へのIT事業者の誘致とスタートアップ支援	⑥-5	文化・芸術を活用した地域活性化
②-1	未来のIT技術者育成事業	⑦-1	防災力の充実・強化
②-2	「未来型授業」の実践	⑧-1	働く外国人の活躍支援
②-3	食育の推進	⑧-2	地域コミュニティの再生
②-4	児童生徒の学力向上	⑧-3	運動習慣の定着支援
②-5	生涯学習活動の促進	⑧-4	障がい者の就業支援
③-1	U・I・Jターンや若者の市内定着促進	⑧-5	高齢者の社会参加活性化への支援
③-2	近隣都市との連携の強化	⑧-6	女性が輝くしごと創生事業
③-3	交流人口・関係人口の創出・拡大	⑨-1	市内事業者のデジタルトランスフォーメーションの推進
④-1	幼児教育・家庭教育支援事業	⑨-2	中心市街地における先進的IT技術情報発信拠点の整備
⑤-1	若い世代の結婚支援事業	⑩-1	産業技術における大学研究機関等との共同研究の実施
⑤-2	保育所等の待機児童対策	⑩-2	公民学連携による健康づくりの推進
⑥-1	中心市街地賑わいづくり推進事業（リノベーション事業）	⑩-3	カーボンニュートラルの推進
⑥-2	直方北九州自転車道の活用（レンタサイクル、広域イベントの開催等）	⑩-4	地方創生SDG s の推進

10. 第2期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みに関する成果

(※「▶」印部分は、数値目標に対する成果を示しています。)

<基本目標 1> やりがいのあるしごとを生み出し、稼ぐまちをつくる

概要

市の農産物のブランド化、持続可能な農業の実現、中心市街地へのIT事業者の誘致とスタートアップ支援の3施策に取り組みました。

数値目標・成果

数値目標 1 市内IT系事業所の新規開設件数：計画期間中3件

▶ 6件（令和3年度～令和5年度）

数値目標 2 高卒者の地元就職率：18.0%（令和元年度）→23.0%（令和6年度）

▶ 10.0%（令和5年度）

<基本目標 2> 未来を担う人材を育て地域で活かすとともに、直方市への人の流れをつくる

概要

未来のIT技術者育成事業、「未来型授業」の実践、食育の推進、児童生徒の学力向上、生涯学習活動の促進、U・I・Jターンや若者の市内定着促進、近隣都市との連携の強化、交流人口・関係人口の創出・拡大の8施策に取り組みました。

数値目標・成果

数値目標 1 教育に関する市民意識調査の満足度評価：

0.12（令和元年度）→1.00（令和6年度）

▶ 令和6年度市民意識調査結果による。

数値目標 2 転出者の数に対する転入者の割合（対東京圏）：

0.896（令和元年度）→1.000（均衡）（令和6年度）

▶ 0.820（令和4年度）

＜基本目標3＞結婚・出産・子育ての希望をかなえる

概要

幼児教育・家庭教育支援事業、若い世代の結婚支援事業、保育所等の待機児童対策の3施策に取り組みました。

数値目標・成果

数値目標1 待機児童の数：17人（平成31年4月）→0人（令和7年4月）

▶ 0人（令和6年4月）

数値目標2 子育てにおける公的支援の充実：

0.26（平成31年4月）→0.60（令和6年度）

▶ 令和6年度市民意識調査の結果による。

＜基本目標4＞賑わいのある、安心して暮らすことができる豊かなまちをつくる

概要

中心市街地賑わいづくり推進事業（リノベーション事業）、直方北九州自転車道の活用（レンタサイクル、広域イベントの開催等）、「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりの推進、空き家の適正管理と利活用の促進、文化・芸術を活用した地域活性化、防災力の充実・強化の6施策に取り組みました。

数値目標・成果

数値目標1 昼間人口：60,081人（平成27年度）→60,081人（維持）（令和7年度）

▶ 令和7年度国勢調査結果による。（参考値：令和2年度国勢調査結果60,237人）

数値目標2 居住誘導区域の人口密度：

51.5%（令和元年度3月）→54.0%（令和7年度3月）

▶ 44.2%（令和5年度3月）

数値目標3 防災に関する市民意識調査の満足度評価：

0.26（平成31年4月）→0.60（令和6年度）

▶ 令和6年度市民意識調査結果による。

＜横断目標1＞多様な人材が活躍できる環境づくりを推進する

概要

働く外国人の活躍支援、地域コミュニティの再生、運動習慣の定着支援、障がい者の就業支援、高齢者の社会参加活性化への支援、女性が輝くしごと創生事業の6施策に取り組みました。

数値目標・成果

数値目標1 女性（15歳～64歳）の就業率：

62.20%（平成27年）→68.00%（令和7年）

▶ 令和7年度国勢調査結果による。（参考値：令和2年度国勢調査結果57.50%）

数値目標2 65歳～69歳の就業率：38.00%（平成27年）→49.00%（令和7年）

▶ 令和7年度国勢調査結果による。（参考値：令和2年度国勢調査結果43.00%）

数値目標3 市民参画に関する市民意識調査の満足度評価：

▲0.06（令和元年度）→1.00（令和6年度）

▶ 令和6年度市民意識調査結果による。

＜横断目標2＞新しい時代の流れを力にする

概要

市内事業者のデジタルトランスフォーメーションの推進、中心市街地における先進的IT技術情報発信拠点の整備、産業技術における大学研究機関等との共同研究の実施、公民学連携による健康づくりの推進、カーボンニュートラルの推進、地方創生SDGsの推進の6施策に取り組みました。

数値目標・成果

数値目標1 未来技術を活用した地域課題解決のための新たな取り組み件数：

計画期間中3件

▶ 5件（令和3年度～令和5年度）

11. 第2期直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略 KPI（重要業績評価指標）達成状況

施策 番号	KPIの内容	KPIから見た達成状況（実績）		
		R3	R4	R5
①-1	市の農産物の高付加価値化に取り組む農業者数（累計）：令和3年度3件、令和4年度4件、令和5年度5件、令和6年度6件、令和7年度7件	4件	6件	9件
①-2	市の農業産出額（農林業センサス）：令和7年度18億円（※平成27年度17.1億円）	15.1億円	15.2億円	15.2億円
①-3	中心市街地において立地（創業・誘致）した情報通信業を営む事業者（IT事業者）の件数：計画期間中3件	6件	0件	0件
②-1	プログラミング教室等への参加者数：20人/年	15人	27人	23人
②-2	「算数・数学の単元・学習計画でのタブレット活用の位置づけ」教員評価：3.7ポイント以上（4件法）	3ポイント	4ポイント	3ポイント
②-2	小学5年生～中学3年生までの学力調査標準化得点：国語・算数・数学で100ポイント以上（県平均値が100ポイント）	92ポイント	93ポイント	93ポイント
②-2	英検IBAテスト中学3年生において、英検3級以上の生徒の割合：50%以上	36.0%	39.4%	36.0%
②-2	英検IBAテスト中学2年生において、英検4級以上の生徒の割合：50%以上	45.0%	38.7%	25.0%
②-3	市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校における農業体験、調理体験活動の実施：1施設あたり年1回	33回	40回	40回
②-4	学力調査（小学5年生～中学3年生までの学力調査標準化得点）：国・算・数で100ポイント以上（県平均値が100ポイント）	96ポイント	93ポイント	93ポイント
②-4	家庭学習（平日に家庭学習を行わない児童（小6）・生徒（中3）の割合）：全国平均以下	6.80点	6.65点	8.50点
②-4	各中学校区における小・中合同研修会の実施回数：年3回以上	2回	2回	3回
②-5	中央公民館講座受講者数：500人/年	277人	328人	343人
②-5	中央公民館利用者数：80,000人/年	19,129人	41,848人	41,833人
③-1	移住支援補助金を活用し、本市へ移住・定住した人の数：5人（計画期間中）	0人	1人	0人
③-1	就職時に奨学金返還支援制度を活用し、移住・定住した人の数：10人/年（令和4年度以降）	-	0人	13人
③-2	ちよっくらふれ旅の参加者数：1,000人（令和7年度までに達成）	405人	263人	-
③-2	筑豊フェアの来場者数：令和3年度12,000人、令和4年度12,500人、令和5年度13,000人、令和6年度13,500人、令和7年度14,000人	0人	11,000人	-
③-3	SNSのフォロワー総数令和3年度11,000人、令和4年度12,000人、令和5年度13,000人、令和6年度14,000人、令和7年度15,000人	14,721人	17,643人	20,062人
③-3	ホームページの閲覧件数：350万PV/年	656万PV	550万PV	306万PV
④-1	未就園児・不就学児等の人数（年長児童）：令和3年度5人、令和4年度3人、令和5年度1人、令和6年度0人	2人	2人	2人
④-1	家庭教育推進のための講習会の回数：4件/年	3件	4件	12件
⑤-1	計画期間中の婚姻数：300件/年	234件	234件	176件
⑤-1	市内における出会い応援団体の登録件数：1件/年	3件	20件	99件
⑤-2	待機児童数（4月現在）：令和3年度20人、令和4年度15人、令和5年度10人、令和6年度5人、令和7年度0人	12人	0人	0人
⑥-1	リノベーション事業により活用が図られた中心市街地の遊休資産の件数：令和4年度までに4件	0件	1件	-

施策番号	KPIの内容	KPIから見た達成状況（実績）		
		R3	R4	R5
⑥-1	リノベーション事業により中心市街地において創業した人数：令和4年度までに2人	0人	1人	-
⑥-2	レンタサイクル（シェアサイクル）事業の導入件数：令和5年度までに2件	0件	0件	0件
⑥-2	自転車走行イベントの開催回数：1回/年	1回	1回	0回
⑥-3	居住誘導区域の人口密度：令和3年度：45.1%、令和4年度：44.8%、令和5年度：44.6%、令和6年度：44.3%、令和7年度：44.0%	44.7%	44.5%	44.2%
⑥-4	空き家バンク等を活用した空き家物件の流通件数：3件/年	6件	8件	3件
⑥-5	文化5施設（ユメニティのおがた、直方市図書館、直方市美術館（本館・別館）、直方市歳時館、直方市石炭記念館）の利用者数：150,000人/年	140,849人	187,973人	171,911人
⑥-5	陶芸技術者の誘致・創業者数：計画期間中1人	1人	0人	0人
⑦-1	自主防災組織の組織率：令和7年度100%（令和元年度50.77%）	51.34%	50.63%	58.09%
⑧-1	日本語教室の参加者数：令和3年度30人、令和4年度30人、令和5年度60人、令和6年度60人、令和7年度60人	0人	24人	36人
⑧-1	国際交流事業の実施件数：2件/年	0件	1件	1件
⑧-2	自治会加入率の向上：令和7年度に全国平均値（令和元年52.71%）	48.6%	48.3%	46.4%
⑧-3	教室等参加者数：令和3年度100人、令和4年度200人、令和5年度300人、令和6年度400人、令和7年度500人	39人	220人	360人
⑧-3	アプリ登録者数：令和3年度300人、令和4年度450人、令和5年度600人、令和6年度750人、令和7年度900人	276人	503人	637人
⑧-4	一般就労につながった利用者数：令和7年度15件/年	8件	1件	10件
⑧-4	優先調達事業所数：計画期間中3件	1件	5件	10件
⑧-5	老人クラブ年間平均活動数（1クラブあたり）：令和3年度56回、令和4年度58回、令和5年度60回、令和6年度62回、令和7年度64回	57回	78回	47回
⑧-5	シルバー人材センター就業延人員（年間）：令和3年度6,100人、令和4年度6,180人、令和5年度6,260人、令和6年度6,340人、令和7年度6,420人	24,530人	22,657人	22,594人
⑧-6	女性の創業件数：令和3年度7件、令和4年度10件、令和5年度10件、令和6年度10件、令和7年度10件	12件	16件	22件
⑨-1	直方市IoT推進ラボが先進技術導入についてサポートした件数：計画期間中5件	5件	11件	0件
⑨-1	直方市IoT推進ラボにおいて大学研究機関との共同研究を通して研究開発を行った件数：計画期間中3件	1件	4件	0件
⑨-2	拠点施設の延べ利用者数：令和3年度500人、令和4年度1,000人、令和5年度1,500人、令和6年度1,500人、令和7年度1,500人	0人	344人	1,372人
⑩-1	大学研究機関が参画した共同研究の件数：計画期間中3件	1件	1件	0件
⑩-2	健康づくりに関する連携協定を結んでいる大学・民間企業との連携数：計画期間中5件	3件	2件	0件
⑩-3	環境サミットの実施回数：1回/年	-	1回	1回
⑩-3	公共施設における再生可能エネルギー設置件数：5件（計画期間中通算）	-	0件	1件
⑩-4	連携した取組を行った件数：5件（計画期間中通算）	-	2件	12件
⑩-4	SDGs推進パートナー登録団体数：100団体（計画期間中通算）	-	33団体	24団体

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像



総合戦略の基本的考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、**今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化**し、「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」を**目指す**。
- **東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとポテンシャルアップの成長につなげていく。**
- デジタル技術の活用は、その**実証の段階から実装の段階に着実に移行しつつあり**、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化**。
- **これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。**

＜総合戦略のポイント＞

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2029年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂。地域ビジョン実現に向け、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、必要な施策間の連携をこれまで以上に強化するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示。**

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

- 1 地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- 2 人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
- 4 魅力的な地域をつくる
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等

地方のデジタル実装をトクメ

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 デジタル基盤の整備
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 デジタル人材の育成・確保
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 誰一人取り残されないための取組
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等



地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

＜モデル地域ビジョンの例＞

- スマートシティ
スマートシティ
ACT
(福島県会津若松市)
- SDGs未来都市
地域交通システムや
コミュニティセンター
ロケットの活用
(宮城県石巻市)
- 「デンジ活」
中山間地域
担い手減少に
対応した自動
草刈機の導入
- 産学官
協創都市
データを活用した
スマート農業の取組
(高知県、高知大学)
- 脱炭素
先行地域
バイオマス発電所
稼働による新産業
の創出
(岡山県真庭市)

＜重要施策分野の例＞

- 地域交通の
り・デザイン
自動運転バス
の運行
(茨城県境町)
- 遠隔医療
医療機器整備の
移動診療車
(長野県伊那市)
- こども政策
保健師等との
オンライン相談
(山梨県富士吉田市)
- 教育DX
空教室を活用した
学習
(福島県喜多方市)
- 観光DX
観光アプリを活用
した観光回遊・
人流分散
(京都府京都市)

- 地域防災力
の向上
オンラインによる
避難合同授業
(鹿児島県三島村)
- 除雪管理
システムの導入
(山形県秋田県)

＜施策間連携の例＞

関連施策の取りまとめ

- ✓ 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示

重点支援

- ✓ モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援

優良事例の展開

- ✓ 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開

伴走型支援

- ✓ ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援

＜地域間連携の例＞

デジタルを活用した取組の深化

- ✓ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進

重点支援

- ✓ 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援

優良事例の展開

- ✓ 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

表紙のデザイン  は、「直方市がデジタルを活用して魅力的で未来へとつないでいくことができる持続可能なまちを目指す」ために、『既存の殻を破ろう！』との想いを込めて、デザインされたものです。

直方市デジタル田園都市国家構想総合戦略

発行／直方市（令和6年10月）

編集／総合政策部企画経営課

直方市企画経営課

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

TEL 0949-25-2218

E-mail n-dx@city.nogata.lg.jp